

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 2月27日

【会社名】 株式会社省電舎ホールディングス

【英訳名】 SDS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西島 修

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門 2丁目 2番11号

【電話番号】 03 - 6821 - 0004(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 圭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門 2丁目 2番11号

【電話番号】 03 - 6821 - 0004(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 圭

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 462,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,400,000株	完全議決権株式であり、権利として何の限定もない、当社における標準的な株式です。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成31年2月27日開催の取締役決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,400,000株	462,000,000	231,000,000
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	1,400,000株	462,000,000	231,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価格の総額は会社法上の払込価格の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、231,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
330	165	100株	平成31年3月15日(金)	-	平成31年3月15日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。申込期間内に同契約が締結されない場合には、本第三者割当は行われないこととなります。
4. 申込方法は、本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結するものとし、払込期日に、後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社省電舎ホールディングス管理本部	東京都港区芝大門二丁目2番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店	東京都港区麻布十番1丁目10番3号

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
462,000,000	33,480,000	428,520,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳はアドバイザー費用28百万円(株式会社FLYING21(所在地:東京都港区虎ノ門、代表者:池美蘭、支払予定金額10百万円)及び株式会社AMU(所在地:東京都大田区多摩川、代表者:星川真美、支払予定金額18百万円)、登記関連費用1百万円、その他弁護士費用4百万円です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当により調達した資金の具体的な使途は以下のとおりであります。なお、下記資金調達額の総額は、払込金額の総額が462百万円、発行諸費用の概算額が33百万円、差引手取概算額が428百万円となった場合における手取金の使途について記載しております。

a 新株式の払込による調達資金予定日

調達予定日	金額	内訳
平成31年3月15日	462,000,000円	新株式発行総額 462,000,000円 発行諸費用払込後手取り金額 428,520,000円

b 上記に対応する資金使途

支出予定日	金額	使途概要
平成31年3月15日～3月31日	325,000,000円	借入金の返済
平成31年3月15日～6月30日	10,520,000円	環境コンサルティング事業運転資金
平成31年3月15日～8月31日	13,000,000円	内部統制コンサルティング費用
平成31年3月15日～6月30日	80,000,000円	省エネルギー事業充当資金

当社の現時点での資金繰りの計画では、平成31年3月中に期限が到来する債務(約224百万円)の支払いを賄える十分な資金が確保されていない状況です。

当社は、上記の資金使途に掲げている内容での支出が可能となる状況とするため、

() 平成31年3月に期限が到来する債務について返済の猶予を受けられるように交渉を実施する

() 割当予定先の井元氏から本第三者割当増資の実現を前提とした運転資金(上限200百万円～300百万円)の借入れを打診するなどの対応を行っております。

井元氏から上記借入れが行われることで、4月以降における運転資金の確保についても目途が立つものと認識しております。

但し、上記()()の対応について実現しなかった場合には、手取り金の一部が、上記平成31年3月中に期限が到来する債務の支払いに充てられることになり、上記の資金使途の内容に変更が生じるため、その場合には、速やかに開示をいたします。

借入金の返済

当社では、平成30年5月2日、過年度の決算において不適切な会計処理が行われた可能性が高かったことから、外部の専門家による第三者調査委員会（委員長 白井 真（光和総合法律事務所 弁護士）委員 小林 正樹（光和総合法律事務所 弁護士）委員 河江 健史（河江健史会計事務所 公認会計士）委員 土井 貴達（土井公認会計士・税理士事務所 公認会計士）、以下「本調査委員会」といいます。）を設置いたしました。また、この調査が進捗する過程で、当社において、顧客に対しての未払い額が帳簿額以上に存在する可能性があったこと、内部管理体制を強化するコストが必要であると認識したこと、当該調査に関連し、顧客との事業推進に影響が出る可能性があり、再生可能エネルギー事業に必要な運転資金等の不足が生じる恐れが生じました。そこで当社は、当社の堀経営企画室長の知合いであった鶴泰治氏（以下「鶴氏」といいます。）及びFLYING21の会長である森田良和氏（以下「森田氏」といいます。）を通じて紹介を受け、鶴氏が代表取締役就任している法人の元株主であり、顧問であったロバート・ルーク・コリック氏（以下「ロバート氏」といいます。）をご紹介頂き、平成30年6月13日に、ロバート氏より300百万円の借入れ（利率：年5%、返済期日：平成30年9月10日）を行いました。なお、契約の意思表示はロバート氏本人から当社経営陣に対してありましたが、契約時にロバート氏がシンガポールへ戻っていたことから、鶴氏が、本借入におけるロバート氏の代理人として契約書に押印しております。

当該借入金については、自家消費用など太陽光発電設備関連、及び省エネルギー関連の仕入れ資金として32百万円、内部管理体制強化のためのコンサルティング等に34百万円、東京証券取引所への上場契約違約金として14百万円、省エネルギー事業仕入れ資金に12百万円、通常の仕入れ資金、人件費などを資金使途として借り入れた金融機関からの借入金の返済に75百万円、などに充当しております。また、11月末までの販売管理費（人件費、賃料など）の支払いに98百万円を充当しております。

また、当該借入金については、当社の厳しい資金繰り事情により、返済期日の再三の延長（返済期日の推移：平成30年9月10日 平成30年11月12日 平成31年1月31日）を当社代表取締役社長である西島、取締役管理本部長の田中、経営企画室長の堀とロバート氏の代理人である鶴氏、アドバイザーの森田氏との間で行いました。

しかしながら、太陽光発電設備における完成予定時期が平成31年8月頃まで延期されたことによる再生可能エネルギー事業の資金回収の遅れ（太陽光発電設備における完成予定の延期）などにより、引き続き当社資金繰りが厳しい状況が継続し、ロバート氏からの借入金について、平成31年1月末には、再び13百万円を販売管理費に充当しております。（なお、残額につきましては、現預金残高として残っておりますが、2月末には全額を販売管理費に充当する予定です）。

このような状況の下、平成31年1月31日の返済期日においても弁済が困難であったため、交渉の結果、さらに平成31年3月31日まで弁済期限を延長していただくことにご同意いただいております。このように、ロバート氏に対し、度々の返済期限延長を合意頂く中、これ以上の延長交渉は難しく、本第三者割当による調達資金のうち300百万円については、上記ロバート氏からの借入元本300百万円の返済資金に充当いたします。

また、金融機関からの借入金25百万円につきましても、平成31年3月31日に弁済期限を迎えますので、その弁済金として本第三者割当による調達資金25百万円を充当いたします。

この点に関連して、当社の平成31年3月期第3四半期末（平成30年12月31日）時点における現預金残高は276百万円でしたが、子会社における、突発的な自然災害による太陽光発電設備の追加改修工事が110百万円発生したことなどにより、平成31年2月末の現預金残高は28百万円となる見込みです。このような状況の下、平成31年3月末までに、上記借入の弁済資金を確保するには、通常の事業活動による資金獲得（現在予定の3月単月の営業キャッシュフローはマイナスとなる見込みです）では不十分であり、新たな資金調達が必要となっております。また、当社は、平成31年3月期第3四半期累計期間における連結貸借対照表における自己資本の額が39百万円と欠損を生じており、財務体質強化が急務であります。そこで、本第三者割当により調達した資金により上記の2つの借入を返済することにより、自己資本比率、デットエクイティレシオなどの安全性指標を改善させ、財務体質の強化を図ります。

環境コンサルティング事業向け運転資金

当社では、新たな事業として、ISO14001、ISO9001、HACCP(注1)(食品衛生に対する国際規格)の認証取得支援を行うことを予定しております。従来から当社グループでは、クライアント企業のコスト削減及びCO2排出量の削減の為にソリューション(LED照明やボイラー、空調の適切化)を提供して参りました。しかしながら、設備・システム等ハードの提供によるソリューションだけではなく、これらの運用に対するクライアント社内のマネジメントシステムに対するコンサルティングを提供し、クライアント企業の安定的・中期的なコスト削減、及びCO2排出量削減の為に、ISO認証取得支援等を行うことが、重要であることから、当該事業を開始する予定であります。

また、平成30年6月に衆議院で可決、成立した、改正食品衛生法では、食品事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の義務化が定められております。当社の省エネルギー事業における主なターゲットとする市場の一つが、これら食品関連業界であることから、当社グループ内でHACCP認証取得支援を行うことにより、それに伴うクライアントの施設構築を当社が提案する機会が増加することが期待できます。

当社では、これらのISO14001、ISO9001、及びHACCPの認証取得支援について、より低コストで質の高いコンサルティングを顧客に提供できるよう、WEBを活用した認証取得支援コンテンツを開発する予定であります。当該コンテンツは、ISO、HACCP関連文書をデータ化し、記載マニュアル等をデータ上で解説することにより、顧客が認証審査に至るまでの時間とコストを節約することを目指します。

当該事業の推進及びノウハウを得る為、審査登録機関BMトラダ・ジャパン(大阪市住之江区)の協力を得、コンサルティング用ソフトの開発及び、コンサルティング人員の確保、育成を行って参ります。

BMトラダ・ジャパンは、UKAS(英国適合性認定協会)の認定を受けた審査登録機関で、国内で200サイト以上の審査登録先を有しております。

BMトラダ・ジャパン代表の西嶋氏は、当社経営企画室長の堀と15年程以前からの知己で、以前、西嶋氏経営の審査登録機関に対し、数社のクライアント紹介を行った経緯があります。そこで、当社経営企画室では、当社とBMトラダ・ジャパンが、省エネルギー分野、HACCP認証推進などにおいて協業をすることで、省電舎グループの収益機会が拡大するだろうと考へ、業務提携を提案いたしましたところ、平成30年12月25日に公表しました業務提携契約(内容は上記記載の内容です)の締結に至っております。

当該事業におけるコンテンツ制作費用全体を300万円と見込んでおりますが、今回はコンテンツの内容となる書面データ制作費用として、100万円を充当する予定としております。残額につきましては、今後の事業で得られる営業収益など、自己資金で支払う予定としておりますが、想定どおりに得られない場合には、さらに外部調達を検討してまいります。

(注1) HACCP(ハサップ)

食品等事業者向けの国際規格。重要な工程を管理し、製品の安全性を確保するための衛生管理のマネジメントシステム。2018年6月に、HACCPに沿った衛生管理の実施を食品事業者に求める「改正食品衛生法案」が成立した。

内部統制コンサルティング費用

当社は、平成30年7月11日に受領しました本調査委員会による調査報告書(以下「本調査報告書」といいます。)にて公表いたしましたように、過年度の決算について不適切な処理をしたことが判明し、平成30年8月10日に、これら過年度の決算を訂正致しました。これを受け、当社は平成30年9月1日に、東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定をされました。

この措置により、当社は「特設注意市場銘柄」に指定された1年後に、当社から内部統制・コンプライアンス遵守の状況に関する内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所から内部管理体制等の審査を受ける予定です。

そのため、当社は、平成30年7月11日に受領した本調査委員会の本調査報告書及び平成31年2月14日に公表した「改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」(以下「改善計画書」といいます。)などに基づき、内部統制の充実と、内部管理体制強化のための人員の適切な増員、配置、研修等を継続的に行う所存であります。当社においては、多岐に渡る改善事項について、内部管理体制強化委員会を組織し、慎重に改善計画を策定し、実行しております。

当社グループでは、これらの進捗において、社内だけではなく、より広く外部の有識者の助言を受け入れ、より有効性の高い内部管理体制の構築を進めており、これら外部の弁護士、株式会社タスク(東京都豊島区、代表竹山徹弥氏)等に対するコンサルティング費用の一部充当金等として、130万円(特注解除審査が行われる平成31年8月末までに総額200万円)の支出を予定しており、今後も継続的にこれら有識者から助言を受けて体制強化に努めていく所存です。

省エネルギー事業充当資金

当社は平成30年4月、エネマネ事業者(2 募集の目的と理由(1)の(注)3.を参照)としての指定を受け、顧客に適格な省エネルギーソリューションを提供するよう、努力しております。それらの営業活動の中で、クライアント設備への省エネルギー関連工事の運転資金(外注工事費)として、32百万円を支出する予定です。その他運転資金として13百万円を支出する予定です。

また、当社が今後注力する予定の食品廃棄物の廃棄に関連する減容プラント(加工後の茶葉などを圧縮し、容積を縮小することで廃棄を容易にするプラント)の開発及びカスタマイズに対しても費用が発生いたします。当該プラントの設置は、食品工場への導入を目指しておりますが、一般的に困難とされる一定の種類の花葉に対しても、効果的な減容を可能とすることを目指しております。当該プラントの取得原価として、全体の50%を前払いすることを想定し、35百万円を予定しております。

以上により、省エネルギー事業全体の費用として、合計80百万円の支出を予定しております。

〔前回ファイナンス（平成28年10月6日決議）の資金充当状況及び資金使途変更について〕

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	平成28年10月24日
発行新株予約権数	6,000個（1個について100株）
発行価格	新株予約権1個につき140円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	290百万円
割当先	中村健治（当社取締役） 西島修（当社代表取締役）
募集時における発行済み株式数	1,842,273株
当該募集による潜在株式数	600,000株
現時点における行使状況	6,000個（600,000株）
現時点における調達した資金の額	290百万円
発行時における当初の資金使途	再生可能エネルギー関連運転資金（バイオマス燃料供給事業） 100,000,000円 再生可能エネルギー関連運転資金（発電設備施工部材） 70,440,000円 再生可能エネルギー関連設備資金（妙高） 100,000,000円 その他再生可能エネルギー設備仕入 10,000,000円 省エネルギー事業運転資金 10,000,000円
現時点における充当状況	再生可能エネルギー事業（バイオマス燃料供給事業）については、平成28年10月～平成30年9月までの間に、約20百万円の支出となっております（ ）。 バイオマス燃料供給事業については、初回仕入れ額として最大1万tの予定をしておりましたが、供給予定元のインドネシアにおいては、現地法人を設立する必要があり、その人員、資金手当てができなかった為、供給先をマレーシアに変更し、同国の企業、SAID社との取引に絞りました。SAID社との取引では、仕入れ資金が発生しない取引となり、その結果、当該事業への支出は、担当人員2名の人件費及び活動費等に留まりました。 再生可能エネルギー関連運転資金（発電設備施工部材）は、7044万円全額を、広島県における太陽光発電設備の購入の一部に充てております（総額171百万円）。 再生可能エネルギー関連設備資金（妙高）につきましては、当社から連結子会社のエールケンフォー社への返済金より、当該事業への投資へ充当する予定でしたが、省電舎にて直接、新潟県妙高市所在の発電所への設備資金として18百万円を支払いました。また、エールケンフォー社では、親会社である当社からの返済を受けたものの、上記妙高市所在の発電所に関する残額の支払い時期が予定よりも後へずれたため、別案件の郡山市太陽光発電設備の購入代金67百万円に、当該資金を充当しております。残額15百万円につきましては、エールケンフォー社運転資金として費消しております（ ）。 その他再生可能エネルギー設備仕入れ資金としては、いくつかの案件を検討したものの、事業化の見通しが立てられるものが無く、埼玉県寄居町の太陽光発電設備に対して10百万円全額を充当しております（総額18百万円） 省エネルギー事業運転資金へ充当する予定の10百万円につきましては、省電舎にて、顧客照明設備のLED化、LED改修事業を行い、平成29年1月に、総額64百万円の一部として充当しております。

当社グループの運転資金として一時的に消費したという認識であり、資金ポジションが回復した場合は当該資金使途に使用するため資金を確保する意向でした。このため、当社としましては資金使途変更が確定した訳ではないという認識のもと、当該資金使途変更にかかる適時開示は行っておりませんでした。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

氏名	井元義昭
住所	滋賀県大津市
職業の内容	株式会社明豊エンタープライズ代表取締役会長 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ代表取締役 株式会社ハウスセゾン代表取締役

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	-
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 平成31年2月27日現在の関係を記載しております。

(3) 割当予定先の選定理由

当社における資金調達への検討に当たり、管理本部を主体とする、取締役管理本部長と監査等委員取締役3名と、特設注意市場銘柄指定解除関連業務にかかるアドバイザーである株式会社タスク（東京都豊島区 代表取締役竹山徹弥、上場審査関連コンサルティング、経営戦略コンサルティング事業）より紹介を受けた祝田法律事務所所属の当社顧問弁護士（以下、当該5名を「検討チーム」といいます。）にて、第三者割当増資を選択した場合の新株の引受候補についても、検討を進めました。まず、候補者として管理本部では、上記借入先のロバート氏を含め、何名かについて引受の打診をした結果をまとめ、以下のように検討を進めました。

ファンド等の場合、明確な引受の回答が得られない上、出資者が表面に現れない先は、互いの調査に時間がかかるため、今回は回避すること

可能な限り、当社事業及び内部管理体制の強化の必要性にご理解が深い投資家が望ましいこと

これらの点に留意した検討の結果、平成30年12月20日、検討チームでは、上場企業の筆頭株主であり、代表者でもある井元義昭氏（以下「井元氏」といいます。）を候補先とすることとし、属性調査の後、大規模増資の可能性が高かったため設置された、第三者委員会（委員長 坂本朋博弁護士（坂朋法律事務所）、委員 山田勝重弁護士（山田法律特許事務所）、委員 佐塚卓公認会計士（佐塚公認会計士事務所）（以下「本第三者委員会」といいます。））においても割当予定先の相当性について検証を開始いたしました。

今回の割当予定先である井元氏は、再生可能エネルギー事業分野を通じて当社代表取締役西島と知己である森田吉和氏（株式会社FLYING21会長、東京都港区、以下「森田氏」といいます。）及び、当社借入先であるロバート氏の紹介で、平成30年11月、当社へ訪問され、当社事業に関心を持たれました。森田氏は、当社への貸付先であるロバート氏とコンサルティング会社を共同経営していたこと、また、西島が平成25年ごろ、シンガポールに不動産事業関連の法人を設立した際に、森田氏が同じくシンガポールでの事業を計画していたことから知合い、その後、太陽光発電事業案件の情報などを国内で交換しておりました。

井元氏は、森田氏の紹介で当社をご訪問された後、当社より新株引受のご提案をし、協議を行って参りました。

井元氏は、平成24年に自身が代表を務める株式会社ハウスセゾン（京都府京都市上京）によって、東京証券取引所ジャスダック市場に上場の株式会社明豊エンタープライズ（東京証券取引所JQS8927、以下「明豊社」といいます。）の第三者割当増資を引受けられました。その後、明豊社は平成26年、予定より3事業年度早く事業再生ADR債務を完済するなど、井元氏は明豊社の再生に大きく寄与されております。

井元氏は企業会計に関する知識が豊富であり、また、上場企業の経営者としての経験も豊富であることから、当社が現在置かれている状況を理解して頂いており、経営には関与されないものの、今後、当社が、引き続いて内部管理体制強化のための人員強化や外部の専門家との連携に資金を投下することにご賛同を得ております。また、これらの管理体制強化の対応策を含め、井元氏は、「現在は、自ら経営に関与されることは考えていないが、株主総会において、筆頭株主として経営を監視し、議案の検討・決議に積極的に関わっていかれる」との主旨を当社経営陣に述べられており、今後当社グループの経営再建の方向性に同意いただければ、資金支援なども含めた企業価値向上についてもご検討いただくとのことです。これらをご検討いただくための資料作成等のために、森田氏の紹介で株式会社AMUの代表取締役星川氏に依頼しております。星川氏は大手コンサルティング会社に勤務していた実績があり、個人的にコンサルティング業務の請負等を行っております。今回は当社の不適切な会計処理や特設注意市場銘柄指定に至った経緯や再発防止策及び改善計画などに関して、膨大な資料について読み解き、説明する必要があったことから契約させていただいております。

なお、AMU社に対するアドバイザー費用においては、割当先となる井元氏を紹介した成功対価が含まれておりません。

前述のとおり、当社に対し割当先となる井元氏を紹介したのはロバート氏と森田氏ですが、当社としては、森田氏がAMU社を当社に紹介した点に鑑み、森田氏がAMU社の役員・従業員ではないものの、森田氏をAMU社の関係者として取り扱い、井元氏より払込がなされた場合に、AMU社に対して当該成功対価を支払う予定であります。

また、井元氏が代表を務める明豊社、株式会社ハウスセゾン等は、不動産関連の事業を営んでおりますが、当社の行っております省エネルギー事業及び再生可能エネルギー事業は、施設建設や不動産開発を伴うことが多く、良質な不動産情報等を必要とすることから、現在、明豊社をはじめとする井元氏が代表を務める企業に対して事業協力の打診は行っていないものの、今後、事業協力を得ることができた場合(現時点でそのような事業協力の具体的な予定、事実はございません)、その営業上のメリットを享受できる可能性があることなどから、割当候補先として選定致しました。

(4) 割り当てようとする株式の数

井元氏に割り当てる新株は、当社普通株式1,400,000株であります

(5) 株券等の保有方針

井元氏より、株券の保有は中長期的な保有方針と聞いており、当社は、井元氏より、本第三者割当による新株発行日から2年以内に、井元氏に割り当てられた株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定です。

(6) 払込に要する資金等の状況

当社は、井元氏より、井元氏自身が代表取締役を務める会社に対し債権を有する旨の金銭消費貸借契約の写し、信用金庫普通預金口座の通帳の写し、銀行普通預金口座の通帳の写し及び同口座の残高証明書(平成31年2月20日現在)を取得し、当社監査等委員とともに、井元氏に割り当てる本第三者割当により発行する新株式の払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。また、当該払込資金が井元氏の自己資金であることを口頭で確認しております。

(7) 割当先の実態

井元氏が、東京証券取引所ジャスダックに上場する明豊社の代表取締役であることを明豊社の平成30年10月30日提出の有価証券報告書などで確認しております。また、井元氏が反社会的勢力または、反社会的勢力と関係がある人物でないことは、本人からの提出書面及び外部機関(株式会社セキュリティ&リサーチ東京都港区赤坂2-8-11-406 代表取締役羽田寿次)に調査を依頼し、調査報告書を受領することで確認をし、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。また森田氏及び株式会社FLYING21並びに株式会社AMU並びにロバート氏、鶴氏についても反社会的勢力または、反社会的勢力と関係がある人物でないことは、本人からその旨を確認し、また、外部機関(株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂2-8-11-406 代表取締役羽田寿次)の報告書においても確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本第三者割当により発行する新株式(以下「本新株」といいます。)には、譲渡制限は付されておられません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成31年2月26日)から遡る直近1か月間(平成31年1月28日から同年2月26日まで)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均360円に0.9166を乗じた金額である330円といたしました。当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成31年2月26日)における当社普通株式終値389円に対して15.16%のディスカウント、直近1か月の終値平均360円に対して8.33%のディスカウント、直近3か月の終値平均364円に対して9.34%のディスカウント、直近6か月の終値平均420円に対して21.43%のディスカウントとなっております。

当該発行価額を採用することとした理由は、以下のとおりです。

当社は、井元氏との間で、本第三者割当の発行価額につきまして、平成31年1月末頃から、本第三者委員会や、顧問弁護士からの法的助言を受けつつ、複数回にわたる真摯な交渉を重ねてまいりました。そして、同年2月25日、井元氏から、発行決議の直前営業日(平成31年2月26日)から遡る直近1か月間(平成31年1月28日から同年2月26日まで)の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均額を基準に約0.91のディスカウントをした330円を発行価額としたい旨、また、当該価格でなければ引受けが困難である旨の最終提案がありました。

そこで、当社は、この発行価額の合理性について、当社株式の最近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析、本第三者割当の必要性、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度などを勘案しつつ検討をいたしました。

この点、当社の普通株式の東京証券取引所における株価は、平成31年2月1日以降同月21日までは、概ね350円前後で推移しており、同期間における当社普通株式の平均株価は350.64円でした。また、同期間における一日当たりの平均売買出来高は26,414株に止まっております。しかし、当社普通株式は、同月22日以降、値上がりをし、当社の取締役会が本第三者割当を決議した同月27日の直近日である同月26日の終値は389円となっております。また売買出来高も、同月22日～26日の期間における一日当たりの平均売買出来高は約81867株となっております。

他方、平成31年2月22日～26日の期間における日経平均株価の終値は、21,425.51円から21,449.39円へと値上がり率は0.1%にとどまっております。また、当社の事業に関連する他の上場会社の株価上昇が認められている事実もなく、一般的な要因から上記当社株価の上昇を説明することが困難な状況にあります。

また、当社は、平成31年2月14日に平成31年3月期第3四半期決算短信を公表していますが、当該決算短信では、連結売上高の累計は前年同期と比べて111百万円増加した813百万円でしたが、連結営業利益の累計額はマイナス306百万円(前年同四半期マイナス230百万円)、連結経常利益の累計額はマイナス308百万円(前年同四半期マイナス235百万円)、連結親会社株主に帰属する四半期純利益の累計額はマイナス118万円(前年同四半期マイナス150百万円)であり、当社の連結純資産は73百万円(前年同四半期は261百万円)まで、自己資本比率はマイナス2.0%(前年同四半期は3.6%)まで、それぞれ落ち込んだことを公表しております。また、当社は決算短信を公表と同日、「改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」を開示いたしました。当該開示は、当社代表取締役社長が保有していた当社株式に係る貸株取引に関する問題点など、一部新たな当社の内部管理体制上の問題点を指摘する内容であったことから、株価上昇要因と考えることは困難であり、また、その他、当該決算短信を公表後、当社は同四半期に関する四半期報告書の開示以外、適時開示も行っておりません。

このように、一般的な市場動向及び当社の業績その他の開示内容に照らして、平成31年2月22日～26日までの当社株価の上昇は合理的な説明が困難であり、必ずしも当社の価値を適正に反映しているものとは言い切れないと判断しております。

そして、当社が最終的に本第三者割当の払込金額として、直近1か月間(平成31年1月27日から同年2月26日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値平均の額(330円)を基準とした理由は、当社の株価推移は平成31年2月22日～26日以前の期間においては、当社の業績や開示内容等に照らして、これを排除する特段の必要性は認められないところ、日本証券業協会の平成22年4月1日付け「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「日証協指針」といいます。)に準拠した範囲内で、上記当社株価の平成31年2月22日～26日の期間における合理的な説明が困難な株価上昇の影響を抑制しつつ、最も直近期間の株価を採用したことによります。

また、直近1か月間の当社株式の終値平均の額に0.9166を乗じた理由は、当社におけるロバート氏及び金融機関からの借入金について、平成31年3月31日に弁済期限を迎える中、当社の資金繰りは逼迫しており、現状、支払遅延による当社の取引先等に対する信用毀損が発生する危険のある状態にある中、本第三者割当以外の他の資金調達手段を選択することが現時点では困難であること、割当予定先である井元氏との発行条件に係る交渉の中では上記のとおり当該価額でなければ引受けが困難である旨の最終の意向表明を受けていること、その他、既存株主の皆様への影響度及び日証協指針等の様々な観点から検討し、最終的に、直近1か月の当社株式の終値平均の額に0.9166を乗じた発行価額とするのが最も合理的であると判断したことによります。

そして、当社取締役会は、井元氏からの上記最終提案に関する発行価額について検討した結果、以上のような当社の財務状態や株価動向等に照らせば、本第三者割当に関する取締役会決議の直近日の当社株式の終値を用いることが相当でない理由が認められ、直近1か月の終値平均360円に対して8.33%のディスカウント、直近3か月の終値平均364円に対して9.34%のディスカウントとなっている当該発行価額は日証協指針に準拠しているといえ、その他事情を考慮しても、会社法第199条第3項規定の割当予定先に特に有利な価額ではないとの最終判断に至り、本新株式の発行価額について、本第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日(平成31年2月26日)から遡る直近1か月間(平成31年1月28日から同年2月26日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均額である360円に0.9166を乗じた価額である330円と決定いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて、監査等委員会(監査等委員3名全員が社外取締役)は、上記発行価額は、当社の直近の株価動向、株式売買出来高、資金調達必要性、本第三者割当が不成立となった場合に生じる資金ショートや信用毀損を鑑みれば既存株主にとっても利益が不利益を上回ること等に照らせば、日証協指針に準拠したものと解され、特に有利な発行価額には該当しない旨を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数1,400,000株(議決権数14,000個)については、平成31年2月27日現在の当社発行済株式総数2,802,173株及び議決権数28,011個を分母とすると、希薄化率は49.96%(議決権ベースの希薄化率は49.98%)に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式の発行により、当社株式に大幅な希薄化が生じることになります。

しかしながら、本第三者割当には、以下のとおり、既存株主の皆様にとって希薄化のデメリットを大きく上回るメリットがあるものと考えております。

当社は平成31年3月期第3四半期時点における株主資本は40百万円となっており、財務状態の立て直しが喫緊の課題となっているところ、今後平成31年3月末には3億円の借入債務の弁済が必要な状況にあり、また運転資金も相当程度必要であるが、これら弁済資金及び運転資金を調達する手段が本第三者割当以外には現時点では存在せず、本第三者割当を実施することは、既存株主にとっても利益が大きいこと。

新株式の割当予定先が原則として中長期的な保有方針であるため、本第三者割当後、本新株が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は、原則として生じないこと。

当社では、平成31年1月1日から上場廃止に係る猶予期間に入りましたが、9か月以内(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては3か月以内)に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは上場廃止となる状況にあったところ、当該上場廃止リスクは平成31年1月1日において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことから同年2月1日をもって解除されました。今後も当社では安定的に時価総額10億円を維持する必要があり、本第三者割当により時価総額が10億円を割り込むことで生じる既存株主のリスクを可能な限り低く抑えることができること。

このため、当社は、本第三者割当により本新株の発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

当該検討の過程につきましては、まず、代表取締役2名及び取締役管理本部長、経営企画室長の4名による資金繰り会議資料を元にした当初原案を作成し、検討を開始いたしました。その後、取締役管理本部長と監査等委員取締役3名と顧問弁護士で構成した検討チームで具体的な検討及び検証を行い、また、平成30年12月20日開催の監査等委員会においてその詳細を説明いたしました。さらに、その後、「第3-6(4)大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程」のとおり、監査等委員会の独立社外取締役2名及び、内部管理体制強化委員会の委員である弁護士の合計3名により「独立第三者による第三者委員会」(本第三者委員会)を設置し、本第三者委員会から本第三者割当の必要性及び相当性に関する答申を得たうえで、取締役会決議を行っております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の新株式による発行株式数1,400,000株に係る割当議決権数は、14,000個となり、割当議決権数が総株主の議決権数(28,011個)の49.98%であり、25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
井元義昭	滋賀県大津市	0	0	1,400,000	33.32
中村健治	東京都渋谷区	714,400	25.5	714,400	17.01
伊藤篤之	神奈川県平塚市	54,000	1.93	54,000	1.29
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目 9番1号	51,400	1.83	51,400	1.22
堀 篤	東京都港区	50,000	1.79	50,000	1.19
DBS BANK LTD 700170	TNO-SECURITIES AND FIDUCIARY SERVICES OPERRATIONS/10 TOH GUAN ROAD,LEVEL04-11, JURONG GATEWAY, SI	40,000	1.43	20,000	0.95
丸山厚治	東京都渋谷区	30,000	1.07	30,000	0.71
MonexBoom Securities (H.K.)Limited- Clients`Account	25/F.,AIA Tower,183 Electric Road,North Point,Hong Kong	30,000	1.07	30,000	0.71
西出佳世子	東京都中野区	27,200	0.97	27,200	0.65
佐野公治	東京都世田谷区	22,500	0.80	22,500	0.54
石神淑生	神奈川県藤枝市	20,000	0.71	20,000	0.48
計	-	1,039,500	37.11	2,419,500	57.59

(注1) 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年12月31日現在の総議決権数(28,011個)に、本第三者割当により発行される本新株の株式数(1,400,000株)に係る議決権の数(14,000個)を加えた議決権数(42,011個)を分母として算出しております。

(注2) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

ア 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社及び当社グループは、創業以来、企業向けエネルギー使用状況の調査、省エネルギー設備導入の提案及び施工、省エネルギー設備導入効果の検証・削減保証を行う省エネルギー事業を推進して参りました。

省エネルギー及びCO2排出量の削減は、地球温暖化への最も重要な対策として、国内外で大きな課題となってきましたが、平成27年12月のパリ協定(注1)採択、平成28年の「地球温暖化対策計画」(注2)の閣議決定などを経て、日本企業にとって、これらの課題克服は、さらに急務となっております。そこで当社では、本年度から、さらに省エネルギー事業に注力し、平成30年4月にはエネマネ事業者(注3)の指定を受け、クライアントに対して、より積極的な省エネルギーソリューションの提案を推進しております。

(注1) パリ協定

平成27年12月にパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された合意。2020年以降の温暖化対策を各国ごとに目標を定め、日本は2030年までに2013年比で温室効果ガス排出量を26%削減することとした。

(注2) 地球温暖化対策計画

我が国の地球温暖化対策をまとめた計画。平成28年5月に閣議決定され、各経済主体ごとにその行動・目的などを定めている。

(注3) エネマネ事業者

工場・事業所において導入された省エネルギーに寄与する設備・システムや電力ピーク対策に寄与する設備・システムに対してEMS(注4)を用いてエネルギー管理支援サービスを提供し、事業者と共同で、より効果的な省エネルギー対策を実施する者としてSII(一般社団法人環境共創イニシアチブ)に登録された事業者。

(注4) EMS

エネルギーマネジメントシステム。電力使用量の可視化、節電・CO2排出量削減のための機器制御、再生可能エネルギー発電システムや蓄電システムの制御等を行うシステム。

また、平成30年12月25日に開示しましたように、今後はクライアントに対し、これまで実施して参りました設備等の導入のみならず、これら設備及びシステムの着実な運用を支援する為、環境マネジメントシステム・食品安全衛生等の認証取得支援サービスを提供する計画であります。従来のハード面のビジネスに加え、これらソフト面からのサービスが付加することで、当社及び当社グループは、より持続的な効果がある省エネルギーソリューションを、クライアントに提供する所存であります。

また、平成24年3月の東日本大震災を機に、我が国のエネルギー需要には大きな変化が起きました。特に、平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー関連の市場は一旦、急激に拡大いたしました。当社も、そのような市場の拡大に対しまして、太陽光発電関連事業を中心に参入し、経営資源を投入しました。しかしながら、太陽光発電事業における電力固定買取制度の買取価格は、平成24年の40円(10kW以上の設備において1kW当たり)から、平成29年には21円(同)へ大きく下落し、その事業環境は、激しく変化いたしました。このような要因により、当社は本年度より、太陽光発電に関するビジネスモデルを一部変更し、企業の省エネルギー・コスト削減のツールとして、自家消費を目的とした太陽光発電設備を、クライアントに提案しております。

このように当社及び当社グループでは、CO2排出量の削減を提案し、実行する省エネルギー事業と、太陽光発電設備の構築及び売電などにより収益を得る、再生可能エネルギー事業を、2つの柱として進めてまいりました。そして、当社は、平成30年4月頃より、太陽光発電関連事業に係る運転資金、省エネルギー事業において開発中のEMS(エネルギーマネジメントシステム)の運用試験、追加開発の資金及びその他運転資金が必要となり、平成30年6月13日に開示の通り、同日、シンガポールで飲食店を経営するロバート・ルーク・コリック氏(以下「ロバート氏」といいます。)より3億円を借入れました(当初の弁済期日は平成30年9月10日)。

しかしながら、その後、当社グループは、平成30年7月11日に本調査委員会から受領した本調査報告書にありますように、過年度の決算(平成26年3月期から平成29年3月期)において不適切な会計処理を行ったことが判明し、同年8月10日に、該当年度の有価証券報告書等を訂正いたしました。また、これを受け、同年9月1日には、東京証券取引所より、「特設注意市場銘柄」の指定を受け、当該指定より1年後に、内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所による審査を受ける予定であります。このような事態が発生した原因は、当社グループ

において、内部統制の有効性及びコンプライアンス意識等が不十分であったこと等にあります。

当社は、もともとロバート氏からの3億円の借入金については、子会社の資産売却による調達資金で返済しようとしていたところ、当該売却先が見つからず、さらに上記の有効の不適切な会計処理等が発生したことにより、内部管理体制強化のためのコンサルティング費用や東京証券取引所への上場契約違約金等の支払が生じ、当該借入金の当初の資金使途のうちEMSの運用試験及び追加開発の資金等について充当が困難となりました。さらに、当該不適切な会計処理等の公表によって一部取引先が当社との取引に慎重になり、工事代金等の前払い請求がなされたことなどから当社においては資金繰りが悪化したため、上記借入の返済期日の延長についてロバート氏に要請し平成30年11月12日に返済期限を延長いたしました。

上記の内部管理体制強化の一環として、当社では、前述の本調査委員会の提言に従い、内部管理体制の改革を推し進めましたが、この過程で監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会の充実、内部監査室の増員、社員向けコンプライアンス研修の実施などの施策を進めたことに伴う費用が生じておりました。加えて、上記延長後の期限到来後においても、さらなる内部管理体制強化のための支出、事業資金の不足が想定されたため、ロバート氏からの借入に係る返済期限を、再度延期し、平成31年1月31日といたし、その後、さらに資金回収の遅れや引き続き行われた内部管理体制の強化による必要資金の発生により、返済期限を延期し、現在の返済期限は平成31年3月31日となっております。なお、当該借入金の充当状況に関する詳細は、上記第14(2)をご参照ください。

さらに、バイオガス発電開発の運転資金として金融機関からの借入れた借入金残額25百万円につきましても、平成31年3月31日に弁済期限が到来することとなっております。

他方、当社の業績については、また、平成31年3月期第3四半期においても好転せず、同期における現預金残高は276百万円、株主資本は40百万円となっております。

現預金残高から資金抛出が難しい状況下で、ロバート氏からの3億円の借入及び金融機関からの25百万円の借入の返済資金に不足している状態で新たな返済資金を確保する必要があります。さらに、平成31年2月末の資金繰りについても、子会社において突発的な太陽光発電所の追加改修費用110百万円が生じたことから、同日には、上記追加改修費用を含めた152百万円の支払を予定し、当該支払後の現預金は28百万円まで減少します。また、28百万円の現預金が2月末に残る前提として、当月末に合計65百万円の入金を予定しておりますが、そのうちの一部が遅延または未入金となった場合、取引先等への未払が生じ、支払遅延による当社の取引先等に対する信用が毀損される危険性がある状態にあります。

また、その他の当社の資金需要として、当社は、エネマネ事業者の営業活動の中で、クライアント設備への省エネルギー関連工場の運転資金が必要であり、また、当社が今後注力する予定の食品廃棄物の廃棄に関連する減容プラントの開発及びカスタマイズに対しても費用が発生する予定です。さらに、当社は、新たな事業としてISO14001、ISO9001、HACCP（食品衛生に対する国際規格）の認証取得支援事業を行うことを予定しており、これらの認証取得支援について、より低コストで質の高いコンサルティングを顧客に提供できるようWEBを活用した認証取得支援コンテンツを開発することを計画しており、当該コンテンツ制作にも費用が発生する予定です。

加えて、当社は、上記のとおり、平成30年9月1日、東証より特設注意市場銘柄の指定を受けており、今後、その指定解除に向けた内部管理体制強化のためのコンサルティング費用も発生する予定です。

このように、当社においては、既存の借入金の返済資金の確保が喫緊の課題であり、当該返済資金を確保することが企業価値の維持にとって不可欠である一方、これまで推進してきた省エネルギー事業のさらなる事業拡大のための充当資金を確保し、また、新規事業である環境コンサルティング事業向け運転資金を確保して、新たな収益源を確保することが、当社の業績回復と、それによる企業価値の維持・向上にとって必要な状況にあります。加えて、内部管理体制強化のためのコンサルティング費用を確保することにより、特設注意市場銘柄の指定解除に向けた適切な準備を進め、上場廃止を回避することが、株主価値維持のために必要な状況にあります。

以上の状況下において、当社としては、資金調達を行うことが不可欠であると考え、下記の(2)の資金調達手法に関する検討過程を経て、本第三者割当による資金調達を実施することを決定いたしました。

イ 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(ア) 本新株式の発行の方法を選択した理由について

当社においては、資金調達の方法について、借入金や社債、CBなど負債性の資金の調達については担保となる十分な資産が無く、当社の財務状況に照らして借入先等を探すことは困難であると判断しました。また、平成31年3月末に弁済期日が到来する上記3億円の返済には、現状の資金繰りでは不足する可能性が極めて高く、当該不足分及び同年2月の運転資金不足について、新株の割当予定先からは、本第三者割当の発行決議前に、事前に貸付などの資金提供を行うことはできない旨を伝えられております。また、債権者または他の第三者から借り換えたとしても、一時的な対策に過ぎず、当社の喫緊の課題（内部管理体制の強化や事業運転資金の確保）に対応する為には、いずれ中長期的な資金の導入が必要となり、当該資金投入が遅れることで、内部管理体制の強化、事業展開が遅れる懸念があります。また、転換社債型新株予約権付き社債のような調達手法につきましても、権利行使が進まない場合の返済原資を担保する資産が無いことなどから、引受先を探すことは困難であると判断致しました。

さらに、当社では、平成30年12月の月末時価総額が10億円未満となったことから、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項第4号aの条項により、平成31年1月1日から上場廃止に係る猶予期間に入りましたが、9か月以内（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては3か月以内）に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは上場廃止となる状況にあったところ、当該上場廃止リスクは平成31年1月において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことから同年2月1日をもって解除されました。しかし、今後も当社では安定的に時価総額10億円を維持する必要があるところ、借入ではなくエクイティによる資金調達により、時価総額が10億円を割り込むことで生じる既存株主のリスクを可能な限り低く抑えることができると考えております。

次に、エクイティによる資金調達について、当社の持つリスクと事業への十分なお理解を頂いた上で、当社にとって過度なコストがかからない資金調達を行うこと、調達の金額と時期が確実な手法をとることを念頭に置いて、以下のように検討いたしました。

公募増資： 公募増資は市場における信頼性が高い手法と考えられるものの、調達金額に比べてコストが高く、当社が現在、特設注意市場銘柄であることなどの事情により、引受証券会社を見つけることは困難であると判断致しました。

新株予約権： 投資家としては投資しやすい手法の一つではあり、多くの引受候補先について検討できるというメリットがある反面、将来的な市場株価の変動によって資金調達が不確実となり得ることから、資金調達の確実性を重視する当社の状況からは、妥当ではないと判断しました。

MSワラント： MSワラント等については、引受候補先は増加する一方、資金調達の時期や金額が不確定であり、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

MSCB： 今回の資金調達では事業資金充当分が少なく、事業拡大による企業価値向上を安易に見込むことができない中、株価変動によって潜在株式数が変動するMSCBは、当社の企業価値向上の不確実性が高い現状においては、妥当ではなく、また引受先を見つけることも困難と判断しました。

ライツ・オフリング： コミットメント型（一部コミットメント型を含む）についてはコストが高い上に当社の現状の財務状態等に照らして引受先の探索は困難であり、ノンコミットメント型の区別に関わらずコストが高く、ノンコミットメント型については、東京証券取引所の上場規程により、当社のように最近2年間に於いては、経常利益の額が正である事業年度がない場合には実施できないところ、当社が選択可能な手法ではないと判断致しました。

これらについて検討の結果、今回の資金調達においては、当社グループの事業及び現状の課題に対応するには、資金調達の確実性が優先であること、内部管理体制の強化に関するコストは直接的には収益を生まないため、中長期的な投資資金によってそれを充当することが妥当であると考えられること、当社事業について良く理解を頂き、経営改革の良きパートナーとなり得る割当予定先から資金を調達することが、当社事業推進に最も効果的であると考えられることなどの理由で、第三者割当増資による資金調達が望ましいと判断いたしました。

以上により、当社は第三者割当の方法を選択することとし、井元氏を割当予定先として、平成31年2月27日開催の取締役会において、本第三者割当を決議いたしました。

(イ) 資金調達プロセスの改善について

当社は、平成29年9月より、代表取締役及び経営企画室長の2名のみで代表取締役保有の株式を利用した貸株及び質権設定取引を利用した資金調達を検討し、経営企画室長によって資金調達を試みましたが、その後、貸株となっていた代表取締役保有の株式が、資金調達に利用されず、貸付先において代表取締役個人の借入債務の代物弁済に充当されてしまった結果、貸付先から期限までに返還されず、代表取締役が当該株式への支配力を失ったことから、平成30年3月期の有価証券報告書の「大株主の状況」の代表取締役の保有株数について、事後的に訂正を行う結果になりました。

このように、これまで当社では、少数の人員による独断的な方法によって資金調達が進められ、取締役会や社外取締役などがそれをチェックするといった運用についての規程やマニュアル等が存在せず牽制機能を効かせることが出来ない点に問題があり、当社としては、この問題点が上記有価証券報告書の訂正の事態を招く主な原因であったと考えております。そのため、当社は、平成31年2月14日に公表した「改善計画・状況報告書（原因の総括と再発防止策の進捗状況）」について」に記載のとおり、資金調達プロセスの改善計画を策定し、本第三者割当においては、社外取締役を含む外部専門家や取締役会への適宜の報告を経つつ、資金調達を進めることいたしました。

本第三者割当の検討過程においても、まず取締役3名（代表取締役2名、取締役管理本部長）と経営企画室長にて検討を始めましたが、その後、検討チームにて、今後の資金繰りについて資金調達の要否及び調達規模について検討することといたしました。なお、検討チームの監査等委員である取締役3名は、資金調達に関する検討について、積極的に業務執行を行うものではなく、あくまで独立の監査等委員の立場から業務監査を行うため検討チームのメンバーになっていただいたものです。

これまでの体制では、少数の人員による独断的な方法によって資金調達が進められ、取締役会や社外取締役などがそれをチェックする機会が乏しい状態でしたが、検討チームでは、社内の資金繰り、資金使途等に関する十分な資料に基づき、法的及び会計的な観点からの専門家による検討を行い、かつ、監査等委員である社外取締役3名が同時に監査を行い、さらに、当社取締役7名のうち4名（うち社外独立役員3名）が当初から検討チームとして参加していることから、取締役会へ諮るべき状況が生じた場合は、速やかに対応することが可能となり、取締役会決議時においてより有効な議論ができる体制が整えられました。また、取締役会決議時においても、それらのプロセスを管理する規程類（資金調達プロセスマニュアル等）については平成31年2月末までに整備する予定です。

また、後記「6（4）大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程」に記載のとおり、本第三者委員会を組成し、監査等委員の弁護士及び公認会計士並びに外部専門家である弁護士及び公認会計士に委員として参加していただき、本第三者割当の必要性、相当性等について検討いただくとともに、適宜ご意見をいただいております。

このように、本第三者割当は、過去の当社における資金調達プロセスの問題点について改善をした上で、実施をしております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本第三者割当による新規発行株式数1,400,000株(議決権数14,000個)は、平成31年2月27日現在の当社発行済株式総数2,802,173株及び議決権数28,011個を分母とする希薄化率は49.96%(議決権ベースの希薄化率は49.98%)に相当します。

そのため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、財務上の希薄化の問題につきましては、3「発行条件に関する事項」(2)にて詳細をご説明しましたように、問題は無いと判断しております。

当社取締役会におきましては、今回の新株発行につき、当社の平成30年3月期1株当たり当期利益がマイナスであり、今期予想(平成31年3月期)の1株当たり利益も0円であること、したがって、今期においては、1株当たり利益の希薄化によるこれら数値における株主への悪影響は起きにくいこと、また、1株当たり純資産の額については、今回の募集額(330円)が、1株当たり純資産額(平成30年3月期28.49円)を大きく上回っていることから、1株当たり純資産額にはプラスの影響を与えること等が確認されました。

一方、将来の1株当たり利益の希薄化に関しては、負債性資金による事業推進と新株発行による資金調達では、負債性資金を利用した場合のほうが1株当たりの利益は上昇し、ROEも高く維持できると考えられるものの、現在の当社の財務状況では、自己資本比率がマイナスであることなどから、負債性資産の増加は、よりクレジットリスクを高め、それによる資本コストの上昇を生むことで、かえって、企業価値を減じ、既存株主の利益にならない可能性があります。また、債務の弁済期限によっては、弁済時のリスクを考えた場合、資金を十分に活用することが出来ず、予想される1株当たり利益の確保が困難となる可能性が高く、また現在の当社の信用状況では、長期に渡る負債性資金の調達は困難であることから、負債性資金による調達をせず、大規模な新株発行に妥当性があると判断いたします。

また、将来的な株式の需給関係の悪化につきましても、引受候補先より、中期的保有の意向を確認しており、短期的な需給の悪化等の可能性は実質的に少ないと思われまます。

第三者割当増資に係る株主総会決議については、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者による第三者委員会を設立し、割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしました。

そこで当社は、上述のとおり、監査等委員会の独立社外取締役2名(山田勝重、佐塚卓)及び、内部管理体制強化委員会の委員である弁護士(坂本朋博)の合計3名により、「独立第三者による第三者委員会」(本第三者委員会)を設置し、本第三者割当増資を実施することの必要性及び相当性について客観的な意見を求め、平成31年2月27日に答申書を得ております。

以下、本第三者委員会による答申書の概要を掲載いたします。

〔本第三者委員会の答申書概要〕

(ア) 本第三者割当の必要性

貴社は、平成30年6月13日、ロバート氏より、当初の弁済期日を同年9月10日として3億円を借入れたが、本調査報告書に記載のとおり、過年度決算において不適切な会計処理を行ったことが判明し、工事代金等の前払請求がなされたことなどから、上記借入の返済期日を同年11月12日に延長したとのことである。その後も、貴社では、内部管理体制強化の必要費用の発生や事業資金の不足が想定されたため、再度延長して平成31年1月31日とし、その後も、さらに返済期限を延長し、現在の返済期限は同年3月31日となっているとのことである。加えて、金融機関からの借入金25百万円についても、同年3月31日に返済期限を迎えるとのことである。

そして、これらの借入の返済期限における返済資金や、後述の今後の内部管理体制の更なる強化資金等、貴社における必要資金は大きく、他方、平成31年3月期第2四半期業績においても、業績は好転せず、当期における営業キャッシュフローは259百万円、株主資本は47百万円となっているとのことである。そして、平成31年2月末の資金繰りについて、同月28日の日次資金繰りでは、現預金が28百万円まで減少する見込みであり、同日、合計65百万円の入金を予定しているが、そのうちの一部が遅延または未入金となった場合、未払いが生じることとなる恐れがあり、資金繰りがひっ迫した状況にあるとのことである。このような状況において、上記の同年3月31日期限の借入金返済が困難であることは明らかであり、現状、支払遅延による貴社の取引先等に対する信用毀損が発生する危険のある状態であることが認められる。

また、貴社は、エネマネ事業者の営業活動の中で、クライアント設備への省エネルギー関連工事の運転資金として、32百万円を支出する予定とのことであり、また、貴社が今後注力する予定の食品廃棄物の廃棄に関連する減容プラントの開発及びカスタマイズに対しても費用が発生し、当該プラントの取得原価として35百万円を予定しているとのことであり、省エネルギー事業全体の費用として合計67百万円の支出を予定しているとのことである。

さらに、貴社においては、新たな事業としてISO14001、ISO9001、HACCP(食品衛生に対する国際規格)の認証取得支援を行うことを予定しており、当該事業に必要なコンテンツ制作費用30百万円のうち、本第三者割当による取得資金から10百万円を充当する予定とのことである。

加えて、貴社は、平成30年9月1日、東証より特設注意市場銘柄の指定を受けており、その指定解除のため、内部管理体制を強化のためのコンサルティング費用13百万円の支出を予定しているとのことである。

そして、本第三者割当による資金調達を行うことによって、現状、返済資金が不足している貴社における多額の借入の返済が可能になり、これにより自己資本比率等の財務指標の改善が期待できるとのことである。また、省エネルギー事業への資金投入は、貴社の業績の回復のために必須であり、上記新規事業である環境コンサルティング事業向け運転資金の投入は、事業促進に必要とのことである。さらに、内部管理体制を強化のためのコンサルティング費用の支出により、特設注意市場銘柄の指定に伴う審査対応を、より確実に行うことができるとのことである。

以上のような、貴社における、借入金の返済資金を確保する必要性、省エネルギー事業への資金充当の必要性、環境コンサルティング事業向け運転資金の投入の必要性、内部管理体制強化の必要性、環境コンサルティング事業向け運転資金の投入の必要性、省エネルギー事業への資金投入の必要性は、いずれも客観的・合理的に認められ、特に現状の貴社の財務状態に照らして、借入金の返済原資の確保は、極めて緊急性が高い事項といえる。これらに照らせば、貴社においては、本第三者割当を行う高度の必要性が認められると考える。

(イ) 本第三者割当の相当性

本第三者割当の適法性

まず、有利発行該当性について、本新株の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成31年2月26日)から遡る直近1か月間(平成31年1月28日から同年2月26日まで)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均360円に0.9166を乗じた金額である330円としており、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成31年2月26日)における当社普通株式終値389円に対して15.16%のディスカウント、直近1か月の終値平均360円に対して8.33%のディスカウント、直近3か月の終値平均364円に対して9.34%のディスカウント、直近6か月の終値平均420円に対して21.43%のディスカウントとなっているとのことである。

この点、貴社は、井元氏との間で、本第三者割当の発行価額について、本第三者委員会や、顧問弁護士からの法的助言を受けつつ、複数回にわたる真摯な交渉を重ねてきたとのことである。そして、平成31年2月25日、井元氏から、発行決議の直前営業日(同年2月26日)から遡る直近1か月間(同年1月28日から同年2月26日まで)の東京証券取引所における貴社普通株式終値の平均額を基準に約0.91のディスカウントをした330円を発行価額としたい旨、また、当該価格でなければ引受けが困難である旨の最終提案があったとのことである。

この点、貴社は、一般的な市場動向及び当社の業績その他の開示内容に照らして、平成31年2月22日～26日ま

での貴社株価の上昇は合理的な説明が困難であり、必ずしも貴社の価値を適正に反映しているものとは言い切れないと判断しているとのことである。そして、当社が最終的に本第三者割当の払込金額として、直近1か月間(平成31年1月27日から同年2月26日まで)の東京証券取引所における貴社株式の終値平均の額(330円)を基準とした理由は、貴社の株価推移は平成31年2月22日~26日以前の期間においては、当社の業績や開示内容等に照らして、これを排除する特段の必要性は認められないところ、日証協指針に準拠した範囲内で、上記貴社株価の平成31年2月22日~26日の期間における合理的な説明が困難な株価上昇の影響を抑制しつつ、最も直近期間の株価を採用したことによるとのことである。また、直近1か月間の貴社株式の終値平均の額に0.9166を乗じた理由は、貴社におけるロバート氏及び金融機関からの借入金について、平成31年3月31日に弁済期限を迎える中、貴社の資金繰りは逼迫しており、現状、支払遅延による取引先等に対する信用毀損が発生する危険のある状態にある中、本第三者割当以外の他の資金調達手段を選択することが現時点では困難であること、割当予定先である井元氏との発行条件に係る真摯な交渉の中では上記のとおり当該価額でなければ引受けが困難である旨の最終の意向表明を受けていること、その他、既存株主への影響度及び日証協指針等の様々な観点から検討し、最終的に、直近1か月の当社株式の終値平均の額に0.9166を乗じた発行価額とするのが最も合理的であると判断したとのことである。

以上を踏まえて検討するに、本第三者割当の発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成31年2月26日)における当社普通株式終値389円に対して15.16%のディスカウントとなっているが、新株発行における特に有利な金額(現行会社法199条3項、旧商法280条ノ2第2項「特二有利ナル発行価額」)の解釈に関する最三小判昭和50年4月8日民集29巻4号350頁は、「新株を消化し資本調達の目的を達成することの見地からは、原則として発行価額を右より多少引き下げる必要があり、この要請を全く無視することもできない。そこで、この場合における公正発行価額は、発行価額決定前の当該会社の株式価格、右株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状態、配当状況、発行済み株式数、新たに発行される株式数、株式市況の動向、これらから予測される新株の消化可能性等の諸事情を総合し、旧株主の利益と会社が有利な資本調達を実現するという利益との調和の中に求められるべきものである」と判示している。そして、現状貴社は、井元氏の提案する価格に応じず本第三者割当が不成立となった場合、他に資金調達手段がないため資金ショートする状況にあり、貴社の「会社の資産状態」、「収益状態」、「株式価格」や「売買出来高の実績」も合わせて考えれば、本第三者割当は「旧株主の利益」の確保にとって必要不可欠であるといえ、単に発行価額が取締役会決議日の直前営業日(平成31年2月26日)における当社普通株式終値389円に対して10%を超すディスカウントとなっていることのみをもって、有利発行に該当すると解すべきではなく、貴社の株価動向等に照らせば、本第三者割当に関する取締役会決議の直近日の当社株式の終値を用いることが相当でない理由が認められる。その上で、当該発行価額は、直近1か月及び3か月の終値平均から10%以内のディスカウント価格となっていることから日証協指針に準拠しているのだから、会社法第199条第3項規定の割当予定先に特に有利な価額ではないと解することができる。

また、上記のほか、当委員会が調査した範囲においては、本第三者割当が「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号)によって行われたと推認させる事情は見当たらず、さらに、本第三者割当は、顧問弁護士その他専門家の助言の下、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われるものであり、適法性に問題は認められない。

資金調達方法の相当性

貴社において、第三者割当増資を選択した理由は、以下のとおりとのことである。

まず、借入金など負債性の資金の調達については、担保となる十分な資産が無く、借入先を探すことは困難であると判断され、割当予定先より本第三者割当の発行決議前に、事前に貸付などの資金提供を行うことはできない旨を伝えられており、また、債権者または他の第三者から借り換えたとしても、一時的な対策に過ぎず、貴社の喫緊の課題(内部管理体制の強化や事業運転資金の確保)に対応するためには、いずれ中長期的な資金の導入が必要となり、当該資金投入が遅れることで、内部管理体制の強化、事業展開が遅れる懸念があるところ、借入れではなくエクイティによる資金調達により、時価総額が10億円を割り込むことで生じる既存株主のリスクを、可能な限り低く抑えることができるとのことである。

次に、エクイティ・ファイナンスのうち公募増資はコストが高く引受証券会社を見つけることは困難であることから除外し、また、新株予約権については、将来的な市場株価の変動によって資金調達が不確定となり得ることから、資金調達の確実性を重視する貴社の状況からは、妥当ではないと判断したとのことである。次にMSワラントについては、資金調達の時期や金額が不確定であり、現時点における資金調達方法としては合理的でないとして判断したとのことである。さらに、MSCBについては、株価変動によって潜在株式数が変動するMSCBは、貴

社の企業価値向上の不確実性が高い現状においては、妥当ではなく、また引受先を見つけることも困難と判断したとのことである。ライツ・オファリングについてはコミットメント型(一部コミットメント型を含む)についてはコストが高い上に貴社の現状の財務状態等に照らして引受先の探索は困難であり、ノンコミットメント型については、東証の上場規程により実施できないと判断したとのことである。

そして、貴社グループの事業及び現状の課題に対応するには、資金調達の確実性が優先である点、内部管理体制の強化に関するコストは直接的には収益を生まないため中長期的な投資資金によって充当することが妥当であると考えられる点、貴社事業について良く理解を頂き、経営改革の良きパートナーとなり得る引受先から資金を調達することが、貴社事業推進に最も効果的であると考えられる点などが考えられることから、第三者割当増資の手法によることにしたとのことである。

以上によれば、貴社における運転資金を確保する必要性・緊急性に照らし、貴社が資金調達的手段として、普通株式の新規発行(第三者割当)たる本第三者割当を選択したことは、相当であるといえる。

本第三者割当の規模の相当性

本第三者割当の対象となる新株式は1,400,000株(議決権ベースで14,000個)で、現在の発行済株式数の49.96%(議決権個数28,011個に対しては49.98%)にあたり、結果として既存株式の大規模な希薄化が生じることとなることを見込まれるものである。

この点、貴社は、平成31年3月期第2四半期時点における営業キャッシュフローは259百万円、株主資本は47百万円となっており、財務状態の立て直しが喫緊の課題となっており、今後平成31年3月末には3億円の借入債務の弁済が必要な状況にあり、また運転資金も相当程度必要であるが、これら弁済資金及び運転資金を調達する手段が本第三者割当以外には現時点では存在せず、本第三者割当を実施することは、既存株主にとっても利益が大きいこと、貴社の時価総額の25%程度の資金の投下では、今回の返済金額にも不足し、貴社における内部管理体制強化などの必要資金及び事業運転資金の確保ができないこと、本新株の発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しており、特に有利な条件での発行には該当せず、この点において既存株主の不利益は限定的であること、新株式の引受先が原則として中長期的な保有方針であるため、本第三者割当後、本新株が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は、原則として生じないこと、現状の貴社の状況においては、通期連結業績における1株当たり当期純利益は、今期末予想で0円、平成30年3月期における1株当たり純資産額は28.49円(本第三者割当の発行価格は330円)であり、既存株主及び投資家にとっては、希薄化の影響よりも、本第三者割当の資金調達による貴社事業の拡大と、内部管理体制を改善する方が、はるかにメリットがあると考えられること、貴社では、平成30年12月の月末時価総額が10億円未満となったことから、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項第4号aの条項により、9か月以内(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては3か月以内)に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは上場廃止となる状況にあったところ、当該上場廃止リスクは平成31年1月において同月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことから回避されたが、今後も貴社では安定的に時価総額10億円を維持する必要があるため、本第三者割当により時価総額が安定的に10億円を維持できる可能性が高まることは、上場廃止リスクを回避することにつながり、既存株主にとってメリットが大きいと認められるとのことである。

以上のとおり、本第三者割当には、これを実施する高度の必要性・効果が認められ、合理的に見て、希薄化による既存株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれるといえ、それを覆すに足りる事情は認められない。

したがって、本第三者割当の規模には、相当性が認められると解される。

本第三者割当の割当予定先の相当性

本第三者割当の引受先である井元氏は、上場会社の代表取締役であり、上場企業の経営者として経験が豊富であり、コンプライアンスへの配慮も見込まれるとのことである。さらに、過去に第三者割当増資を引受けた実績がある点、上場企業の代表取締役としての地位がある点並びに井元氏個人の現預金及び井元氏を債権者とする金銭消費貸借契約書とその債務者の現預金を確認している点から、払い込みの確実性が担保できているとのことである。また、井元氏個人の現預金を通帳により確認していることなどから払い込みの確実性が担保できているとのことである。また、井元氏は、今後貴社グループの経営再建の方向性に同意すれば、資金支援なども含めた企業価値向上についても検討するとのことである。さらに、井元氏は、経営者として不動産関連の事業を営んでいるところ、貴社の省エネルギー事業及び再生可能エネルギー事業は、施設建設や不動産開発を伴うことが多く、良質な不動産情報を必要とすることから、具体的な打診は行っていないものの、今後、事業協力を得ることができた場合には、その営業上のメリットを享受できる可能性があるとのことである。

以上を踏まえると、運転資金を確保しつつ新たなビジネスモデルへ変革のための援助及びコンプライアンスへの十分な配慮が期待できる井元氏を本第三者割当の割当予定先に選定することには、客観的・合理的に見て、相当性が認められるものと考えられる。

本第三者割当に係る発行価額の相当性

本第三者割当における発行価額は、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直近1か月間（平成31年1月27日から同年2月26日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値平均の額に対しても10%以上のディスカウントにならない範囲である、最終的に1株当たり330円としている。

そして、上記のとおり、一般的な市場動向及び当社の業績その他の開示内容に照らして、平成31年2月22日～26日までの貴社株価の上昇は合理的な説明が困難であり、必ずしも貴社の価値を適正に反映しているものとは言い切れないこと、貴社におけるロバート氏及び金融機関からの借入金について、平成31年3月31日に弁済期限を迎える中、貴社の資金繰りは逼迫しており、現状、支払遅延による取引先等に対する信用毀損が発生する危険のある状態にある中、本第三者割当以外の他の資金調達手段を選択することが現時点では困難であること、割当予定先である井元氏との発行条件に係る真摯な交渉の中では当該発行価額でなければ引受けが困難である旨の最終の意向表明を受けていること、その他、既存株主への影響度及び日証協指針等に照らせば、取締役会決議日の直近1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値平均の額を基準とした価額の算定は、本第三者割当の高度の必要性に照らし、一定の合理性が認められると解される。

また、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日（平成31年2月26日）における当社普通株式終値389円に対して15.16%のディスカウントとなっており、既存株主に不利益を生じるおそれがあるが、貴社におけるロバート氏及び金融機関からの借入金について、平成31年3月31日に弁済期限を迎える中、貴社の資金繰りは逼迫しており、現状、支払遅延による取引先等に対する信用毀損が発生する危険のある状態にあることに照らせば、本第三者割当には高度の必要性が認められるものであり、既存株主にとって、上記発行価額におけるディスカウント率を考慮しても、なお本第三者割当には不利益を上回る利益が認められると解される。

以上より、本第三者割当に係る発行価額の相当性が認められる。

小括

以上より、本第三者割当に係る新株発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越すること、本第三者割当の規模、割当予定先選定、発行価額のいずれについても、相当であると認められることから、本第三者割当による新株発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

(ウ) 結論

以上のとおりであるから、平成31年2月27日開催の貴社取締役会において決議される予定の本第三者割当は、貴社にとって、必要かつ相当なもの認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	1,504,793	2,483,771	1,868,613	2,429,965	1,789,350
経常損失() (千円)	55,181	352,081	108,219	31,525	292,495
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	101,356	550,553	165,630	70,075	582,181
包括利益 (千円)	100,198	551,034	165,573	150,593	615,088
純資産額 (千円)	209,643	172,765	1,211	852,092	261,758
総資産額 (千円)	1,656,949	1,940,598	1,117,518	2,049,931	2,159,403
1株当たり純資産額 (円)	138.96	90.53	0.66	257.8	28.49
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	69.16	308.37	89.91	33.17	215.07
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)				32.26	
自己資本比率 (%)	12.3	8.6	0.1	34.0	3.6
自己資本利益率 (%)				0.20	
株価収益率 (倍)				30.4	
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	523,717	436,054	230,119	495,677	32,148
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	22,287	68,099	53,279	120,128	74,570
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	37,500	447,462	30,000	319,166	108,597
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	510,626	454,874	248,033	282,049	280,098
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	23 (1)	24 (1)	26	24	26

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第29期、第30期、第31期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 第29期、第30期及び第32期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

4. 第29期、第30期及び第32期の株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数を表示しております。

6. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失金額()を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
会計期間	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (千円)	1,502,873	534,458	303,600	102,895	73,515
経常利益又は 経常損失() (千円)	34,851	196,023	166,864	161,366	272,704
当期純損失() (千円)	102,121	591,255	169,928	45,539	470,914
資本金 (千円)	616,020	873,099	873,099	997,449	1,009,884
発行済株式総数 (株)	1,465,600	1,842,273	1,842,273	2,702,173	2,752,173
純資産額 (千円)	287,613	210,034	34,181	614,111	107,178
総資産額 (千円)	905,456	902,319	264,014	822,690	518,525
1株当たり純資産額 (円)	192.16	110.76	18.55	227.21	38.92
1株当たり配当額 (円)					
1株当たり当期純損失 金額() (円)	69.68	331.16	92.23	21.55	173.97
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	31.1	22.6	12.9	74.6	20.7
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	17 (1)	10	9	7	3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第29期、第30期、第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 第29期、第30期、第31期及び第32期の自己資本利益率は、当期純損失のため記載しておりません。

4. 第29期、第30期、第31期及び第32期の株価収益率は、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数を表示しております。

6. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額()を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
昭和61年6月	省エネルギー事業を目的として東京都港区に株式会社省電舎を設立。エネルギー使用量削減保証型省エネルギー事業に取り組む。
平成9年2月	財団法人省エネルギーセンター「エスコ事業導入研究会」に参加。
平成10年6月	自社開発製品「エコステップ」(CPU3段調光蛍光灯用電子安定器)の発売開始。
平成13年4月	「ESCO推進協議会」に正会員として入会。
平成13年5月	特定建設業(電気工事業)許可取得。
平成14年12月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(節水)。
平成15年1月	特定建設業(管工事業)許可取得。
平成15年2月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設。
平成15年6月	一級建築士事務所登録。
平成15年12月	米国 FALCON WATERFREE TECHNOLOGIES, LLC と国内販売代理店契約を締結し、エスコ事業者について独占販売権取得。
平成16年2月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(小型水力発電システム)。
平成16年12月	東京証券取引所(マザーズ市場)に上場。
平成17年6月	東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録(登録番号 EB-051001)。
平成17年12月	総合的な環境ソリューションの提供を目的として、ファシリティ マネジメント事業を展開するファシリティ パートナーズ株式会社(旧商号 株式会社東京サポート社)を完全子会社化。
平成17年12月	環境コンサルティング機能の強化を目的として、株式会社リサイクルワンと業務提携。
平成18年7月	東京都中央区に東京オフィス開設。
平成18年12月	本店所在地を東京都中央区に移転。
平成19年5月	米国グアムにグアム支店設立。
平成20年6月	株式会社エネルギーアドバンスとの業務提携に関する契約を締結。
平成21年3月	ファシリティ パートナーズ株式会社株式の全部を譲渡。
平成21年5月	三菱商事株式会社との業務提携に関する契約を締結。
平成21年6月	本店所在地を東京都港区に移転。
平成23年12月	再生可能エネルギー事業を推進するため、100%子会社ドライ・イー株式会社を設立。
平成26年12月	インドネシアにおけるパームヤシ殻(Palm Kernel Shell:PKS)事業を推進するため、子会社PT.SDS ENERGY INDONESIAを設立。
平成27年8月	東京証券取引所 市場2部 に市場変更。
平成28年10月	株式交換により株式会社エールを完全子会社化。これにより株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーを連結子会社化。
平成29年6月	商号を「株式会社省電舎ホールディングス」に改称
平成30年6月	監査等委員会設置会社へ移行

3 【事業の内容】

当社グループは、平成31年2月27日現在当社及び子会社4社（連結子会社3社及び非連結子会社1社）で構成されております。

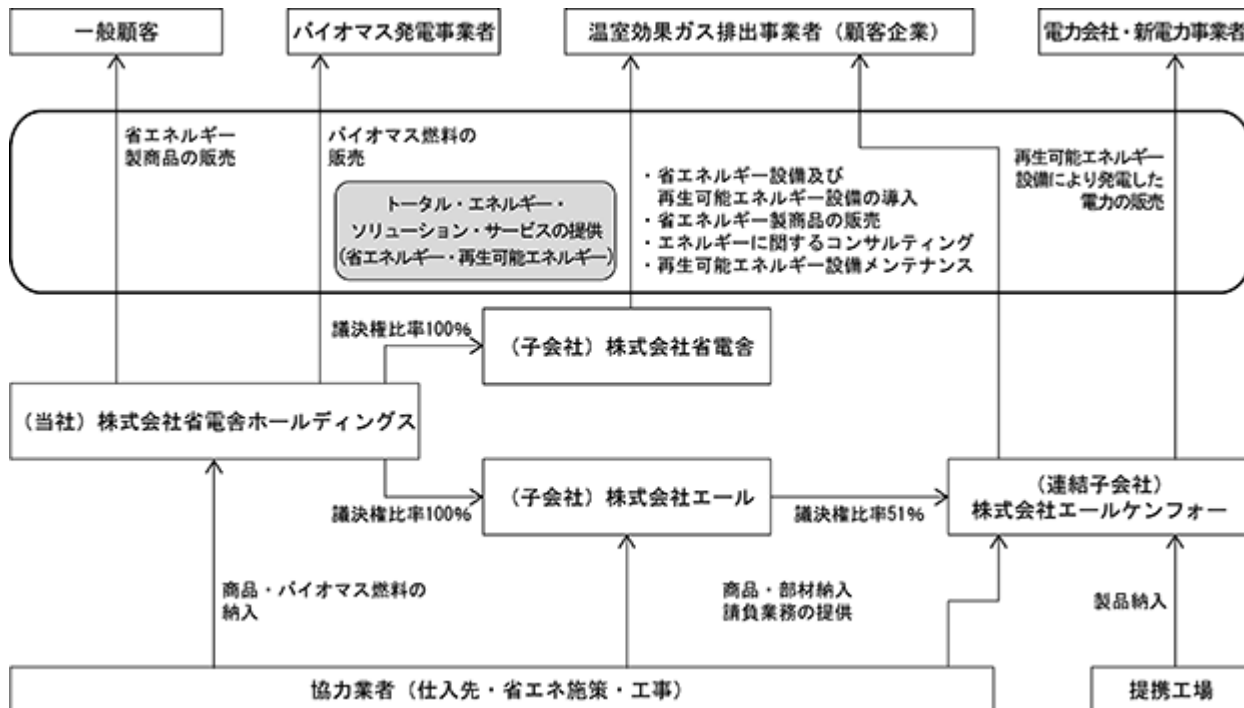
当社の主な事業の内容は省エネルギー事業の推進により、顧客企業にエネルギー・ソリューション・サービスの提供を行っております。

子会社株式会社省電舎は再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務を行っております。

非連結子会社PT.SDS ENERGY INDONESIAは、提出日現在(平成31年2月27日)開業準備中であります。

位置づけ及び事業系統図は次の通りとなっております。

PT.SDS ENERGY INDONESIAについては、現在開業準備中であるため、事業系統図には含んでおりません。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社省電舎	東京都 港区	140,000	再生可能エネ ルギー事業 省エネルギー 事業	100	当社顧客への再生可能エネルギー設備 導入提案等、当該子会社顧客への当社 省エネルギー設備導入提案等 役員の兼任 3名
株式会社エール	東京都 渋谷区	15,250	再生可能エネ ルギー事業 省エネルギー 事業	100	役員の兼任 1名
株式会社エールケン フォー	東京都 港区	60,000	再生可能エネ ルギー事業 省エネルギー 事業	51	役員の兼任 1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 株式会社省電舎及び株式会社エールケンフォーは特定子会社に該当しております。
3. 株式会社省電舎及び株式会社エールケンフォーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主な損益情報等

	株式会社省電舎	株式会社エールケンフォー
売上高(千円)	323,878	1,395,162
経常利益(千円)	231,817	69,390
当期純利益(千円)	282,789	56,751
純資産額(千円)	309,323	373,611
総資産額(千円)	148,793	1,712,142

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
省エネルギー関連事業	16
再生可能エネルギー事業	3
全社(共通)	4
合計	23

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の従業員の状況

平成30年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4	43.0	9.9	5,741

セグメントの名称	従業員数(名)
省エネルギー関連事業	0
再生可能エネルギー事業	0
全社(共通)	4
合計	4

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針

当社は、クライアントへの省エネルギーソリューションの提供と再生可能エネルギーの活用により、地球温暖化対策と持続可能型社会の形成に寄与することを経営目的としております。当該経営目的の実現の為に、幅広い分野における省エネルギーに関する知見と、効果的で信頼性の高い製品やシステムを、的確な場所へ導入、構築・運用するノウハウが必要であり、当社は日々、あらゆる設備・現場におけるワンストップソリューション能力の向上に努めております。

(2)経営環境及び、会社の対処すべき課題

当社事業を巡る環境においては、人材の需給がたいへんタイトになっております。しかしながら、上記経営方針を実行するためには、当社では、省エネルギーシステム、設備構築を確実にマネジメントし、技術的な問題等を理解し、解決できる人材が不足しております。このため、当社では有望な人材の採用、及び社員の教育による、人材強化が課題となっております。

そこで、当社では、人材強化について、中途採用活動の強化に加え、昨年より会社内マネジメントに関する社内研修を実施しておりますが、今後は、業務提携先との連携により、事業推進のための人材育成に発展させる予定ですが、これらの早急な進捗が課題となります。

また、常に進展する技術等に対応し、より幅広い顧客層を開拓するため、パートナー企業とのより強固な連携が課題となっております。商材の開発及び顧客開拓において、これまでの業務提携先、取引先等と積極的な事業協力を行って参ります。

また、当社は、1月4日に開示しましたように、平成30年12月の月末時価総額が10億円未満となったことから、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項第4号aの条項により、9か月以内（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては3か月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となる状況にあったところ、当該上場廃止リスクは平成31年1月において同月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことから回避されましたが、当社においては、時価総額を安定的に10億円より上の水準で推移するよう、経営努力をする必要があります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は以下の特別記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があります。また、以下の記載は投資に関するすべてのリスクを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日(平成31年2月27日)現在において、当社が判断したものであります。

(1)固定価格買取制度にかかる買取価格の変動について

再生可能エネルギー事業において平成24年7月1日より施行された固定価格買取制度は再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、電気事業者等が一定期間固定価格で買い取ることを義務付ける制度であり、政府が定める固定価格買取制度における買取価格の変動が売電価格に直接反映されるため、当社顧客が再生可能エネルギー源による発電設備の導入を検討する際の当社の販売(工事請負)価格、または当社が直接発電設備を所有し売電する際の売上に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、万一、当該制度の変更、廃止が発生した場合、当社が直接発電設備を所有し、売電する売電事業の売上に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2)法的規制について

当社グループが施工業務を行うにあたり、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによる適正な施工品質の維持や発注者の保護等を定めた建設業法の規制を受けております。建設業法第3条第1項の規定により建設工事の種類ごとの許可制となっている為、当社グループは以下に記載する特定建設業許可を取得しております。

当社グループの主要な事業活動の継続には下記許可が必要ですが、現時点において、当社は建設業法第8条、第28条及び第29条に定められる免許の取消(当社の役員が禁固以上の刑に処せられ、あるいは障害、脅迫、背任等の罪により罰金の刑に処されたとき等)、営業停止(請負契約に関し不誠実な行為をしたとき等)または更新欠格(免許の取消事由に該当する場合及び許可の有効期限までに更新を行わなかった場合等)事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、許可の取消し等の事由が生じた場合、当社グループの事業遂行に支障をきたし、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは施工業務に係る経営資源を当社の100%子会社株式会社省電舎に集約し、事業を推進して参ります。このため、株式会社省電舎で新たに電気工事業、管工事業、土木工事業他さまざまな工事業に係る建設業許可を取得しております。

許可を受ける事業会社	取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限
(株)省電舎	平成29年7月	特定建設業	東京都知事 (国土交通省)	建設業の種類 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業 許可番号(特-29)第138760号	平成29年7月30日から平成34年7月29日まで以後5年ごとに更新
(株)省電舎	平成30年3月	特定建設業	東京都知事 (国土交通省)	建設業の種類 建築工事業、大工工事業、差管工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業 許可番号(特-30)第138760号	平成30年4月10日から平成35年4月9日まで以後5年ごとに更新

(3)売上計上時期の遅延等について

現状、当社グループの主要な事業は施工によるものであり、再生可能エネルギー事業の案件は大規模かつ施工期間の長いものが多いことから、行政の許認可や、施工開始後の天候状況、工事中の障害発生等の要因により、工期遅延やキャンセル等が発生する可能性があります。これらの状況の発生により当社の業績が大きく変動する可能性があります。

(4)小規模組織であることについて

当社グループは平成31年2月27日現在、当社役員7名(監査等委員以外の取締役4名、取締役監査等委員3名、うち社外取締役3名)、子会社役員8名、従業員26名の小規模組織であり、内部管理体制も現在の組織規模に応じたものとなっております。当社グループは、今後の事業の拡大に伴い人員の増強、内部管理体制の一層の充実に努める方針であります。当社グループが必要な人員が確保できない場合や内部管理体制の充実に適切かつ十分な対応ができない場合、当社グループの業務遂行及び事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、一方で事業の拡大に向けて組織体制を拡充することは、固定費の増加につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)人材の確保について

当社グループでは、省エネルギー関連事業及び再生可能エネルギー事業を展開していくうえで人材がもっとも重要な経営資源であると考えており、優秀な人材を確保し育成していくことを重視しています。採用した人材が知識と経験を身に付け、これら事業における総合的な提案を実践できるには、教育期間が必要であります。当社グループとしては今後の事業の拡大のため優秀な人材を確保していく方針ですが、採用した人材が業務遂行において十分に貢献するまでには時間を要することが考えられ、また、当社グループが求める人材が確保できない場合、または、当社グループから人材が流出するような場合には、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(6)借入金の財務制限条項について

当社の連結子会社である株式会社エールケンフォーは、複数の取引金融機関と借入契約を締結しております。当該借入契約の一部において財務制限条項が付されており、事業活動をする上で、これらを遵守する必要があります。

なお、今後万一これらの財務制限条項に抵触することとなった場合には、借入先金融機関からの請求により、当該借入についての期限の利益を損失する可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において営業損失を計上し、当連結会計年度は営業キャッシュ・フローがプラスであるものの、継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(8)内部統制及び法令遵守に関するリスク

当社グループは、平成30年7月11日に調査委員会から受領した本調査報告書にありますように、過年度の決算(平成24年3月期から平成29年3月期)において不適切な会計処理を行い、同年8月10日に、該当年度の有価証券報告書等を訂正しております。

また、これを受け、9月1日には、東京証券取引所より、「特設注意市場銘柄」の指定を受けており、1年後に内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所による審査を受ける予定であります。当該審査において、内部管理体制に問題が認められない場合には、指定は解除になりますが、問題があるとされる場合は、原則として上場廃止、または6か月間の特設注意銘柄指定の延長後の再審査となります。

このような事態の原因は、内部統制の有効性及び、コンプライアンス意識等が不十分であったこと等にあります。

そこで、当社グループでは、第三者委員会の提言等に基づき、改善計画を策定し、法令諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス教育の強化、内部通報制度の周知徹底、取締役の相互監視機能の徹底、監査等委員会の監視機能の徹底、内部監査室による内部監査の充実など、内部統制の再構築を継続的に実施し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

具体的な施策としては、以下のような取り組みを行っております。

コンプライアンス意識向上のための社員研修の実施

当社グループにおける、過年度の不適切な会計の主な原因は、役職員のコンプライアンス意識の希薄さにありました。そこで、当社グループでは、全役職員を対象に、「コンプライアンス」「就業規則」「売上計上基準」「財務諸表」「資金繰り」の各テーマについて、研修を実施し、上場企業の役職員として遵守すべきルールを確認し、経理処理に対するルールの徹底を図りました。また、今後もテーマを追加し、継続していく計画をしております。

監査等委員会設置会社への移行

当社グループは、過去のような牽制機能の不足した取締役会の在り方、役割を果たさず、不適切な行為を助長していた監査役会の在り方を根本的に改めるため、平成30年6月の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会では、経営、法務、会計の各専門分野の社外取締役が3名(取締役7名中)委員に就任し、社内の諸問題と改革にご意見を頂いております。また、委員会においては事前の資料配布を行い、取締役会前の議論を事前に行うことで、取締役会への有効性ある牽制を図っております。

内部管理体制強化委員会の設置

当社グループでは、一部の取締役及び幹部職員、外部の弁護士を加えた内部管理体制を強化するための委員会を設置いたしました。当委員会では、田中取締役管理本部長を委員長とし、内部管理体制に関するあらゆる分野の課題を検討し、外部の専門家の意見を含め、課題の対策について、監査等委員会及び取締役会へ提案をしております。

内部監査室の充実

当社グループでは、過去、内部監査の役割を管理本部長が行う、というような兼務状況が認められ、そのことが、不祥事が生じる要因の一つとなっております。そこで、有効な内部監査を実施し、監査等委員会、会計監査人と連携することが、内部統制充実強化の重要なポイントであるという認識の下、内部監査室長を新たに社内社外から一人ずつ選任しております。内部監査室では、社内諸規定の見直しを行うと同時に、平成31年4月までに全社を監査する監査計画を策定し、すでに実査を開始しております。

営業活動の管理

当社グループの過年度における不適切な会計処理は、営業活動における顧客との癒着などが、要因となってきました。そこで、当社グループでは、営業活動の記録、記録を通じた社員と管理者のコミュニケーション向上、複数担当制の徹底、プロジェクト管理の手法確立を図るため、営業改革会議を発足し、関連な意見交換が行われております。

経営会議におけるリスク共有など

当社では、親会社子会社の幹部役職員による、経営会議を月1度開催しております。当該会議では、受注活動についての子会社と親会社の情報共有、受注を標的とした予実管理の徹底、主な稟議決裁について意見の交換、取締役会議案の起案、人事情報の共有、取締役会等における決定事項の進捗管理、適時開示事項のチェック等を図っており、グループの中核的な会議体として、計画的なリスク管理や取締役会の有効性の向上に寄与しております。

これらの改革につきまして、当社グループでは全役職員が大きな問題意識の下、実行に意欲的に取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により、重大な過失や不正、法令違反等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、内部統制が十分に機能していないと評価されるような事態が発生した場合には、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応等での支障が生じる可能性や当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)新規事業について

当社グループは、既存事業の伸長と収益基盤の強化を図るため、これらの周辺事業分野への展開を押し進めておりますが、当初想定した軌道に乗らず、途中で撤退等した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日(平成31年2月27日)現在において当社グループが判断したものであります。

[重要な会計方針及び見積り]

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

(業績)

平成30年3月期連結会計年度

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴い、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら、海外経済の動向としては、米国および中国の通商政策において摩擦が生じるなど、先行きは不透明な状況が継続しております。

また、国内では相次ぐ自然災害による経済への影響も看過できない状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、省エネルギー事業及び、再生可能エネルギー事業を主たる事業として積極的に事業を推進いたしました。

平成30年3月期連結業績においては、省エネルギー事業、再生可能エネルギー事業ともに期末に見込んでおりました案件が期ずれする等の要因により、期初計画を下回る結果となりました。またその後、平成30年5月2日付「不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び、平成30年3月期決算短信開示延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、過年度の会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた相当程度の可能性が認められる取引に係る事象(以下「当該取引等」)が存在することが判明いたしました。このため、過年度決算を訂正するための費用及び課徴金が発生することが見込まれるため、過年度決算訂正費用として110百万円、課徴金として150百万円を引当金として特別損失計上しております。

以上の結果、平成30年3月期連結会計年度における業績は、売上高1,789百万円(前年同期比640百万円減、26.4%減)、営業損失284百万円(前年同期比248百万円減、前年同期 営業損失36百万円)、経常損失292百万円(前年同期比260百万円減、前年同期 経常損失31百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失582百万円(前年同期比652百万円減、前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益70百万円)となりました。

平成30年3月期のセグメント別業績については、次の通りであります。

<省エネルギー関連事業>

省エネルギー関連事業につきましては、株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーとともに、積極的に事業を推進いたしました。しかしながら、前年に比べ売上が増加したものの大型案件が少なく、計画していた案件の中で成約に至らなかったものもあり、売上・利益ともに計画未達の結果となりました。以上の結果、売上高544百万円(前年同期比242百万円増 80.2%増)、セグメント損失(営業損失)は215百万円(前年同期 営業損失33百万円)となりました。

<再生可能エネルギー事業>

再生可能エネルギー事業につきましても、株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーとともに、積極的に事業を推進いたしました。しかしながら、期末に計上予定でありました工事案件に期ずれが発生したこと等により、売上・利益ともに計画未達の結果となりました。以上の結果、売上高1,245百万円(前年同期比882百万円減 41.5%減)、セグメント損失(営業損失)227百万円(前年同期 営業損失1百万円)となりました。

平成31年3期第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国や中国の貿易摩擦問題、朝鮮半島や中東情勢等の地政学的なリスクは存在するものの企業収益の回復や雇用環境改善を背景に緩やかな回復基調が継続しております。

このような状況の中、当社グループは引き続き再生可能エネルギー事業及び省エネルギー事業を主たる事業として積極的に事業を推進いたしました。当第3四半期連結累計期間における損益の状況については、当社グループの売上・利益計上が第4四半期に偏重する傾向があること、内部管理体制の強化のためのコストが想定以上に生じたことなどから、営業損失となりました。

このような結果、当第3四半期連結累計期間においては、売上高は813百万円(前年同期比111百万円増、15.9%増)、営業損失は306百万円(前年同期 営業損失230百万円)、経常損失は308百万円(前年同期 経常損失235百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は118百万円(前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失150百万円)となりました。

平成31年3期第3四半期連結累計期間のセグメント別の業績としては、以下の通りでした。

<省エネルギー関連事業>

省エネルギー関連事業におきましては、前期に比べ売上高は大幅に伸長したものの、当第3四半期連結累計期間においては、売上高526百万円(前年同期比158百万円増、43.1%増)、セグメント損失は180百万円(前年同期 セグメント損失89百万円)となり、営業損失の結果となっております。

<再生可能エネルギー事業>

再生可能エネルギー事業におきましては、自家消費用太陽光発電設備の構築、その他太陽光発電設備の設置工事及び設備販売を中心に営業推進して参りましたが、設備の系統連系が予定より遅れ、第4四半期にずれ込んでいる案件もあり、売上高286百万円(前年同期比47百万円減、14.1%減)、セグメント損失は120百万円(前年同期 セグメント損失130百万円)となりました。

また、平成30年11月20日に、証券等監視委員会より、当社の過年度の決算修正に関連し、課徴金が科される旨の発表がなされました。これにより、34百万円の課徴金が発生いたしますが、当社は平成30年3月期連結財務諸表において、課徴金引当金として、150百万円を計上しており、差額の116百万円について、特別利益が発生しております。

(キャッシュ・フローの状況)

平成30年3月期連結会計年度

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末より1百万円減少し、280百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、32百万円(前年同期は495百万円の減少)となりました。これは主にたな卸資産の増加による減少219百万円、前受金の増加による増加465百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は、74百万円(前年同期は120百万円の増加)となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入87百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、108百万円(前年同期は319百万円の増加)となりました。これは短期借入れによる収入100百万円、短期借入金の返済による支出249百万円等によるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の状況

平成30年3月期連結会計年度

a 生産実績

当社グループの業態は、生産活動を行っておりませんので、記載を省略いたします。

b 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額	前期同期比	金額	前期同期比
	千円	%	千円	%
省エネルギー関連事業	544,159	165.9		
再生可能エネルギー事業	1,384,080	65.0	750,000	122.7
合計	1,885,019	77.6	750,000	122.7

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高	
	金額	前期同期比
	千円	%
省エネルギー関連事業	544,159	180.2
再生可能エネルギー事業	1,245,191	58.5
合計	1,789,350	73.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりとなります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	割合	金額	割合
	千円	%	千円	%
昭和リース株式会社	435,000	17.9		
株式会社トランスオーシャン プランニング	380,665	15.7		
大起建設工業株式会社	294,013	12.1		
A C 7 合同会社			670,000	38.4

4. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

平成31年3期第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間において特記すべき事項はありません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社は、省エネルギー事業と再生可能エネルギー事業を二つの柱として事業を進めております。平成30年3月期から平成31年3月期にかけては、需要が大きく伸び始めた省エネルギー事業へ大きく転換、注力し、新たな商材と人材を積極的に投入しております。一方、再生可能エネルギー事業においては、従来の売電、太陽光発電設備の売却、といったビジネスモデルから、より省エネルギーソリューションに近い、「自家消費型太陽光発電設備」の開発と導入に注力しております。

[省エネルギー事業の現状と分析]

当社グループは、創業以来、ESCO事業を始めとする省エネルギーソリューション事業を進めております。しかしながら、再生可能エネルギーの利用を推進する電力の固定価格買取制度が施行されて以来、太陽光発電設備の構築需要が高まり、その需要を取り込むことを目標に、当社は平成27年2月に省エネルギー事業からの撤退を発表し、再生可能エネルギー事業に集中しました。しかしながら、「大規模な第三者割当の必要性」（1）で記述しました通り、平成28年閣議決定の「地球温暖化対策計画」等により、省エネルギー、温暖化ガス排出抑制の需要は、高まり続けております。そこで当社グループでは、商業施設向けを中心とした省エネルギー事業の再構築を行い、人材採用、営業体制構築を行って参りました。それらの結果、同セグメントは、平成29年3月期には301百万円の売上でしたが、平成30年3月期には544百万円の売上を計上し、増収に転じました。しかしながら、当社が平成28年まで省エネルギー事業に積極的ではなかったことから、創業当時の先行者としてのメリットは無くなり、改めて省エネルギーソリューションに関連する最新商材の開発と営業強化を進めております。これらのコストにより、平成30年3月期には、増収ではあったものの、セグメント損失215百万円を計上しました。

[省エネルギー事業の検討事項]

当社グループでは、商業施設向け案件に、さらに人材を投入すると同時に、パートナー企業との協力関係を強化し、営業、商品開発を進めます。また今後の重点開拓先として、食品関連事業者への提案を進める方針です。当社グループのソリューション力、提案力を強化するため、HACCP認証支援事業を開始し、ハード面だけでなくソフト面でのビジネス構築を進めます。

[再生可能エネルギー事業の現状と分析]

当社グループは、平成29年3月期には、太陽光発電設備への需要が好調であったことから、再生可能エネルギー事業に注力し、同セグメントが売上を伸ばしました。

しかしながら、平成29年度より、太陽光発電に係る電力の固定価格買取制度の買取価格（10kW以上2,000kW未満、1kWh当たり）が21円に下落（前年度24円）し、さらに平成30年度には同18円（同）となりました。これに伴い、買取価格が高い案件が急減すると同時に人件費が上昇していることなどから、利益率が高い案件を獲得することが困難となりました。また近年、気象災害などが多発していることから、大型案件（北海道小樽市）の工事に支障が出るなど、工事完成が予定通りに進捗しないケースが発生し、平成30年3月期のセグメント売上は1,245百万円と、前年に対し41.5%の減収となりました。

このような現状は、当社グループの再生可能エネルギー事業が、これまで、少数の高利益率案件に依存した結果、リスクが高まっていたことに起因します。当社では大きな資金力が無く、人員も少ないため、複数の案件を同時進行し、業績を安定的に伸ばすことはできず、少数大型案件の成否への依存率が高まりました。当社の手元流動性は、平成30年3月期末では280百万円にすぎず、3億～5億円規模の大型案件を複数進行させるには、不足しております。また、そのような案件について管理能力が不足していたため、気象災害に対する対応策が遅れました。

[再生可能エネルギー事業の検討事項]

当社グループでは、より安定した利益成長を目指す体制を作るため、リスクの高い太陽光発電設備の構築販売のビジネスモデルから脱却し、より安定した需要が見込める、「自家消費型太陽光発電設備」の構築に注力しております。自家消費型の太陽光発電設備は、クライアントの消費エネルギー管理の需要に合致し、今後の成長が見込めることなどから、今後に期待が持てる事業だと考えています。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

平成30年3月期連結会計年度

平成30年3月期連結会計年度において、30百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 30百万円
リース資産 百万円

平成31年3月期第2四半期連結累計期間

平成31年3月期第2四半期連結累計期間において、7百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 6百万円
リース資産 百万円

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	機械装置及び 運搬具	土地 面積(m ²)	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通 省エネルギー 関連事業 再生可能 エネルギー事業	総括業務 施設 エスコ事業 設備		6,860		6,860	3
その他 (神奈川県三浦市)	全社共通	福利厚生施設	1,215		676 (63.12)	1,891 (63.12)	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は24,619千円であります。

(2) 国内子会社

平成30年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物	機械装置 及び 運搬具	土地 面積(m ²)	リース 資産	合計	
株式会社 エールケ ンフォー	本社 (東京都 港区)	全社共通 省エネルギー 関連事業 再生可能 エネルギー事業	総括業務 施設 エスコ事業 設備				13,884	13,884	
	妙高猪野山 第1発電所 (新潟県)	再生可能 エネルギー事業	太陽光発電所		317,071			317,071	
	阿久根市 波留第5 発電所 (鹿児島県 阿久根市)	再生可能 エネルギー事業	太陽光発電所		15,254			15,254	
	シナネン	再生可能 エネルギー事業	太陽光発電所		23,257			23,257	
	東金日吉台 ソーラー パーク (千葉県東金市)	再生可能 エネルギー事業	太陽光発電所				30,316	30,316	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年9月30日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 平成29年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より5,080,000株増加し、10,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	最近事業年度末 現在発行数(株) (平成30年3月31日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	2,752,173	東京証券取引所	(注) 1、2
計	2,752,173		

(注) 1. 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
2. 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成28年10月6日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成31年1月31日現在)
新株予約権の数(個)	500(注)1	0
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	0
新株予約権の行使時の払込金額(円)	496(注)2	
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月24日 至 平成30年10月23日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 496円(注)2 資本組入額 298円	
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会決議による承認を要する	
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合は、当社は、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は広告を行う事により、当該取得日において本新株予約権1個当たり140円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
- (2) 当社は、平成29年10月24日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は広告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり140円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同上第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または広告を行う事ができない。

5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権を行使することのできる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の1株あたり発行価格496円を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
(注)3、及び、(注)4の条件に準ずる。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日 (注1)	1,458,272	1,465,600		616,020		423,200
平成26年5月26日 (注2)	376,673	1,842,273	257,079	873,099	257,079	680,279
平成28年10月27日 (注3)	359,900	2,202,173		873,099		680,279
平成28年11月24日～ 平成29年3月31日 (注4)	500,000	2,702,173	124,350	997,449	124,350	804,629
平成29年11月30日 (注4)	50,000	2,752,273	12,435	1,009,884	12,435	817,064

- (注) 1. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
2. 平成26年5月8日平成26年5月26日までの第4回新株予約権の行使による増加であります。
3. 平成28年10月27日付で簡易株式交換により株式会社エールを完全子会社化しております。
4. 平成28年10月6日の当社取締役会決議による第6回新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	24	1	20	26	6	2,522	2,594	
所有株式数(単元)	0	89,700	10,200	61,000	159,600	3,100	2,480,700	2,801,200	554
所有株式数の割合(%)	0	3.20	0.36	2.18	5.70	0.11	88.55	100	

(5) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
中村健治	東京都渋谷区	714,400	25.50
伊藤篤之	神奈川県平塚市	54,000	1.93
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	51,400	1.83
堀 篤	東京都港区	50,000	1.79
DBS BANK LTD 700170	TNO-SECURITIES AND FIDUCIARY SERVICES OPERATIONS/10 TOH GUAN ROAD, LEVEL04-11, JURONG GATEWAY, SI	40,000	1.43
丸山厚治	東京都渋谷区	30,000	1.07
MonexBoom Securities(H.K.) Limited-Clients`Account	25/F.,AIA Tower,183 Electric Road,North Point,Hong Kong	30,000	1.07
西出佳世子	東京都中野区	27,200	0.97
佐野公治	東京都世田谷区	22,500	0.80
石神淑生	神奈川県藤枝市	20,000	0.71
計		1,039,500	37.10

(注) 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合は、表示単位の端数を四捨五入して表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	(自己保有株式) 普通株式 2,801,100	28,011	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,073		
発行済株式総数	2,802,173		
総株主の議決権		28,011	

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式が39株含まれております。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社省電舎ホールディングス	東京都港区芝大門2-2-11				0.0
計					0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	38	46,208
最近期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には平成30年12月31日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	39		39	

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、平成30年12月31日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成30年12月31日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけております。主たる利益還元策のひとつである配当につきましては、経営基盤の強化を図るため、内部留保を勘案しつつ会社業績の動向に応じて株主への利益還元に取り組んでいくとともに、配当性向等の指標を参考としつつ実施していく方針であります。

また、当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる旨定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度につきましては、誠に遺憾ながら配当を無配とさせて頂く結果となっております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	169,844 (注2) 3,926	2,660	1,321	1,479	1,711
最低(円)	68,486 (注2) 489	835	420	437	657

(注) 1. 最高・最低株価は、平成27年8月1日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割権利落ち後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月
最高(円)	734	623	555	530	421	407
最低(円)	274	428	388	363	250	303

5 【役員の状況】

男性8名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		西 島 修	昭和40年5月7日	平成元年4月 株式会社サーリース入社 平成5年3月 株式会社セブンイレブンジャパン入社 平成6年4月 エスアンドエフ株式会社(現株式会社エイブル)入社 平成12年8月 株式会社アパマンショップネットワーク(現株式会社アパマンショップホールディングス)入社 平成14年12月 同社 取締役経営企画部長 平成16年10月 同社 常務取締役経営戦略本部長 平成17年10月 同社 常務取締役経営企画本部長 平成18年7月 同社 常務取締役経営企画本部長兼管理本部長 平成20年1月 株式会社イマン 代表取締役 平成20年7月 株式会社インターコネクト 取締役 平成23年1月 三光ソフランホールディングス株式会社 入社 平成23年5月 薬配株式会社 取締役 平成23年5月 株式会社ハウジング恒産 常務取締役 平成23年11月 株式会社ハウジング恒産 専務取締役 平成24年6月 全国賃貸管理ビジネス協会 理事就任 平成25年2月 友愛不動産株式会社 代表取締役(現任) 平成26年6月 株式会社スリーワイズエステート代表取締役 平成28年6月 当社取締役 平成29年4月 当社代表取締役(現任)	(注)3	
代表取締役 副社長		橋 口 忠 夫	昭和23年8月21日	昭和49年4月 東京芝浦電気株式会社 入社 平成6年4月 株式会社東芝 中国支社 産業電機部部長 平成8年4月 同社 電機本部 装置産業営業部部長 平成12年10月 同社 電機本部 産業電機事業部長 平成13年4月 同社 中国支社支社長 理事 平成15年4月 同社 マーケットクリエーション部部長 理事 平成16年6月 東芝キャリア空調システムズ株式会社 代表取締役社長 平成20年4月 東芝キャリア株式会社 代表取締役副社長 平成21年4月 東芝エレベーター株式会社 ビルファシリティー事業部営業統括顧問 平成24年4月 芝工業株式会社 顧問 平成29年11月 当社100%子会社 株式会社省電舎社長室長就任 平成30年6月 当社代表取締役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		中村健治	昭和23年1月10日生	昭和41年9月 昭和46年3月 昭和47年3月 昭和49年11月 昭和61年6月 平成23年5月 平成24年6月 平成25年1月 平成26年1月 平成26年1月 平成28年6月	丸正通信精器株式会社 入社 株式会社マイクロアビオニクス 入社 同社常務取締役 株式会社エール・ケン・フォー設 立とともに代表取締役社長就任 当社設立とともに代表取締役社長 就任 当社取締役会長 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長 当社名誉会長 株式会社エールケンフォー代表取 締役就任(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	714,400
取締役	管理本部長	田中圭	昭和43年11月11日生	平成4年4月 平成8年4月 平成13年11月 平成16年11月 平成17年3月 平成20年11月 平成21年10月 平成29年8月 平成30年6月	有限会社たなかや 入社 司法書士井主事務所 入所 株式会社インデックス 入社 株式会社東京スコットマネジメン ト 入社 有限会社ケイオフィス(現 株N&Y) 設立 代表取締役 就任 デジタル・クライス株式会社 代 表取締役 就任 株式会社アトラス 監査役 就任 当社 管理本部長 就任(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	監査等委員	山田勝重	昭和24年12月19日生	昭和50年10月 昭和51年4月 昭和53年3月 昭和53年4月 昭和53年4月 昭和56年4月 昭和56年7月 平成2年6月 平成8年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成20年12月 平成24年5月 平成30年5月 平成30年6月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所司法修習生 (30期生) 司法修習修了 第一東京弁護士会入会 弁護士登 録 蘇木・新明・土屋・下山田・長 内・法律事務所勤務 山田法律特許事務所パートナー所 長(現任) 東京弁護士会に登録換え 株式会社ミツウロコ(現 株式会社 ミツウロコグループホールディン グス) 社外監査役就任 明治大学法学部兼任講師 日本大学法学部兼任講師 東京農工大学非常勤講師兼客員教 諭 株式会社ジェーシー・コムサ 監 査役就任(現任) 株式会社ドクター・シーラボ 社 外監査役 就任 国立大学法人お茶の水女子大学 監事 明治大学法科大学院 特任教授 日本メディカルビジネス株式会社 社外監査役 就任(現任) 放送大学客員教授 当社 一時監査役就任(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	監査等委員	原 口 稔	昭和30年10月23日生	昭和54年4月 株式会社ミツウロコ入社 平成14年4月 同社 管理本部情報システム部長 平成17年4月 同社 管理本部財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 平成17年6月 同社 取締役就任 平成19年4月 同社 取締役 内部監査室長兼情報システム部長 平成20年4月 同社 取締役 財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 平成22年4月 同社 取締役 監査室部長 平成22年6月 同社 監査役 就任 平成23年10月 同社がHD設立により株式会社ミツウロコ グループ ホールディングス監査役就任 平成27年6月 株式会社ミツウロコリース 代表取締役就任 平成30年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	監査等委員	佐 塚 卓	昭和55年3月7日生	平成17年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成22年7月 株式会社AGSコンサルティング/AGS税理士法人入所 平成26年11月 佐塚公認会計士事務所設立 代表就任 平成29年3月 株式会社アクセルコンサルティング、アクセル会計事務所 パートナー就任(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
計						714,400

- (注) 1. 監査等委員である取締役 山田勝重氏、原口稔氏、佐塚卓氏は、監査等委員である社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

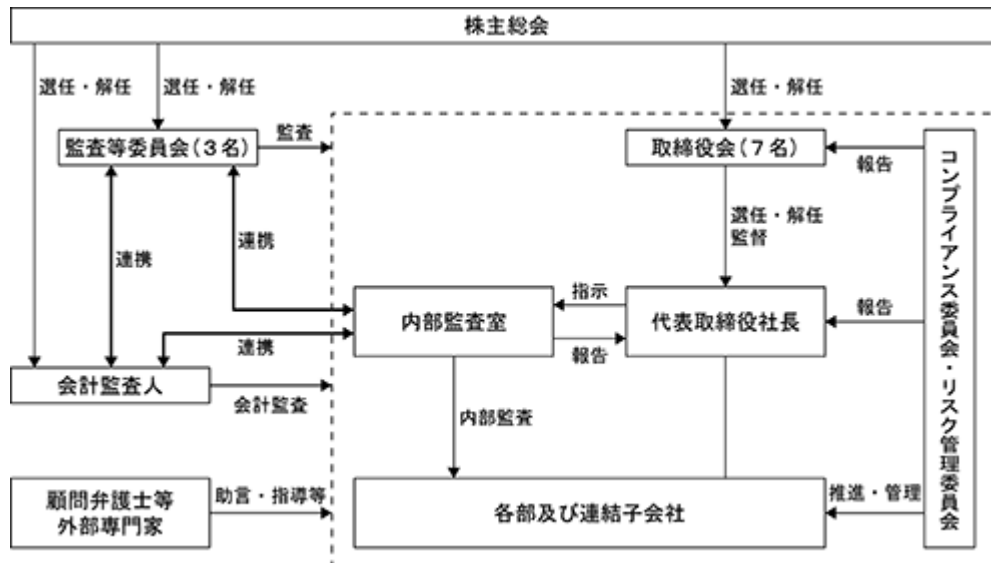
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、国策国益に則ったエネルギー関連事業を推進するにあたり、法令遵守の精神の元に迅速な意思決定と適切な業務遂行を行って参ります。株主及びあらゆるステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じて企業価値を高め、環境経営やCSR（企業の社会的責任）に寄与することを経営上の重要課題のひとつと位置付けております。今後は、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、各界の経験者で構成される社外取締役制度を採用し、経営の実質的な戦略、意思決定およびコンプライアンスの充実に計る体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は以下のとおりであります。



ロ 内部統制システムの整備状況

当社は平成20年2月20日の取締役会において以下に記載の内部統制システム構築の基本方針を決議し、本基本方針に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図って参ります。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社グループ全社を横断するコンプライアンス統括室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、顧問弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規定に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役および監査役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクに対処する為、内部監査室は経営戦略会議、取締役会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議、経営戦略会議を設置し、原則毎月一回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部書と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査室は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、原則月に一回開催される取締役会に出席し、また必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、監査等委員でない取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員である取締役に報告するものとします。

その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な経営会議において、監査等委員でない取締役および使用人等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や、内部監査室や会計監査人からの報告等を通じて、業務執行状況の監査を実施します。

監査等委員である取締役は、代表取締役社長との定期的な会合を設けるとともに、内部監査室および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

反社会的勢力排除に向けた体制

当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

内部監査及び監査等委員会による監査

内部監査は社長直轄の内部監査室が担当しており、監査計画に基づき、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や社内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を社長へ報告しております。

また監査等委員会による監査は会計監査人へのヒアリングや内部監査状況の確認を基本として、業務遂行が適法に行われていることを確認しております。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役の員数(本報告書提出日現在)

当社の社外取締役は3名であります。

ロ 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

当社と社外取締役との人的関係、資本的関係または取引関係及びその他の利害関係は一切ありません。

ハ 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役は経営全般に関する客観的かつ公平な意見や専門家の見地から重要情報を提供頂くことで、企業統治強化の一層の有効化に寄与しております。

なお、社外取締役の独立性確保の要件につきましては、当社独自の基準又は方針は設けておりませんが、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、人格、識見ともに優れ、また、他社の経営者として豊富な経験を有するなど、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人材を選任しております。

ニ 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

コーポレート・ガバナンスに関しましては、外部専門家による確認を行っており、逐次チェックが行える体制としております。他社での豊富な役員経験や会計・法律等の高い専門性をもった社外取締役が企業統治機能強化に資すると考え、社外取締役3名で経営に対する監視を行っております。

ホ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査室との関係

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し積極的に質疑及び意見表明を行っております。監査等委員である社外取締役は、内部監査室と密接に連携し、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査室に詳細な説明を求め、内容について協議し、重要な事項については取締役会に問題を提起し、改善を図ることができる体制を取っております。また、会計監査人からは会計監査内容及び内部統制の状況等に係る報告を受ける体制となっております。

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	13,759 千円	3 名
監査役 (社外監査役を除く)	4,800 千円	1 名
社外役員	4,800 千円	2 名

(注) 報酬額の総額は、全て基本報酬に係るものであります。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なものは存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する事項

当社の役員の報酬等の額の決定については、株主総会で決議された総額の範囲内で業績連動型報酬制度を導入しており、企業業績との連動での役員の報酬等の額を決定しております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	5 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	43,185 千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社レノバ	88,000	150,480	営業施策目的による保有
株式会社ファーストエスコ	2,500	2,417	営業施策目的による保有

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社レノバ	18,000	39,798	営業施策目的による保有
株式会社ファーストエスコ	2,500	3,387	営業施策目的による保有

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は会計監査人として、松澤公認会計士事務所 公認会計士 松澤博昭及び向山公認会計士事務所 公認会計士 向山光浩と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下のとおりであります。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
松澤 博昭		(注1)
向山 光浩		(注1)

(注) 1. 7年以内であるため記載を省略しております。

2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、公認会計士試験合格者3名であります。

取締役の員数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めています。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,000		48,500	
連結子会社				
計	14,000		48,500	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、公認会計士 松澤博昭及び公認会計士 向山光浩により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士 松澤博昭及び公認会計士 向山光浩により四半期レビューを受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第32期連結会計年度の連結財務諸表及び第32期事業年度の財務諸表 アスカ監査法人

第33期連結会計年度の連結財務諸表及び第32期事業年度の財務諸表 公認会計士 松澤博昭及び公認会計士向山光浩

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

松澤公認会計士事務所

公認会計士 松澤博昭

向山公認会計士事務所

公認会計士向山光浩

退任する監査公認会計士等の名称

アスカ監査法人

(2) 異動の年月日

平成30年5月18日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成29年6月26日

(4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社は、平成30年5月2日付「不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び平成30年3月期決算短信開示延期に関するお知らせ」にて開示しました通り、過年度の会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。

本件の対応について、当社の会計監査人であるアスカ監査法人と協議を行ってまいりましたが、同監査法人において、過去の決算において事実と異なる説明がされており、不適切な会計処理が行われていた相当程度の可能性があることと判断されたことから、本日、同監査法人との監査契約を合意解除することとなりました。

また、当該異動に伴い、本日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議しました。なお、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等についても同様であります。

アスカ監査法人からは監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨、確約を頂いております。また、第三者委員会からの質疑等があった場合、これに対応を頂けるよう、確約を頂いておりますので、同委員会による調査には、影響を及ぼさないものと考えております。

- (6) (5)に対する監査報告書の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 297,050	1 280,098
受取手形及び売掛金	1 157,109	1 269,973
仕掛品	1,036	1,295
原材料	40,745	13,658
未成事業支出金	586,506	833,084
前渡金	30,347	8,251
その他	86,400	78,508
貸倒引当金	19,021	29,191
流動資産合計	1,180,175	1,455,679
固定資産		
有形固定資産		
建物	41,778	37,098
減価償却累計額	35,751	34,865
建物（純額）	6,026	2,232
機械装置及び運搬具	470,085	493,394
減価償却累計額	67,016	113,789
機械装置及び運搬具（純額）	1 403,068	1 379,605
工具、器具及び備品	37,932	38,597
減価償却累計額	37,440	36,444
工具、器具及び備品（純額）	492	2,152
土地	1,128	676
リース資産	56,442	56,442
減価償却累計額	2,106	8,952
リース資産（純額）	54,335	47,490
有形固定資産合計	465,052	432,157
無形固定資産		
のれん	113,369	88,634
その他	80	80
無形固定資産合計	113,449	88,714
投資その他の資産		
投資有価証券	226,333	111,061
破産更生債権等	150,762	149,315
長期滞留債権		52,128
長期貸付金	10,000	10,000
その他	108,952	116,027
貸倒引当金	204,792	255,681
投資その他の資産合計	291,255	182,851
固定資産合計	869,756	703,723
資産合計	2,049,931	2,159,403

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,286	157,522
短期借入金	¹ 306,710	¹ 189,399
1年内返済予定の長期借入金	^{1,2} 37,512	^{1,2} 43,440
未払金	125,288	252,311
前受金	219,494	684,683
リース債務	6,582	7,070
未払法人税等	7,317	13,747
未払消費税等		9,582
課徴金引当金		150,000
メンテナンス費用引当金	286	11
工事損失引当金	14,000	14,000
その他	13,265	15,726
流動負債合計	773,744	1,537,495
固定負債		
長期借入金	^{1,2} 267,196	^{1,2} 248,416
リース債務	53,001	45,321
繰延税金負債	103,896	66,411
固定負債合計	424,093	360,148
負債合計	1,197,838	1,897,644
純資産の部		
株主資本		
資本金	997,449	1,009,884
資本剰余金	1,095,428	1,107,863
利益剰余金	1,482,948	2,065,129
自己株式	1	47
株主資本合計	609,927	52,570
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	86,687	25,915
その他の包括利益累計額合計	86,687	25,915
新株予約権	140	70
非支配株主持分	155,337	183,202
純資産合計	852,092	261,758
負債純資産合計	2,049,931	2,159,403

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	276,473
受取手形及び売掛金	124,040
仕掛品	1,295
原材料	13,082
未成事業支出金	829,142
前渡金	8,611
その他	105,210
貸倒引当金	36,081
流動資産合計	1,321,775
固定資産	
有形固定資産	
機械装置及び運搬具	350,900
その他	47,516
有形固定資産合計	398,416
無形固定資産	
のれん	70,082
その他	80
無形固定資産合計	70,162
投資その他の資産	
投資有価証券	69,970
長期貸付金	10,000
長期滞留債権	51,628
破産更生債権等	149,315
その他	126,676
貸倒引当金	255,181
投資その他の資産合計	152,409
固定資産合計	620,989
資産合計	1,942,764

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	5,530
短期借入金	446,245
1年内返済予定の長期借入金	43,440
未払金	169,731
前受金	687,135
リース債務	7,070
未払法人税等	10,309
未払消費税等	1,117
課徴金引当金	34,420
工事損失引当金	137,000
その他	23,793
流動負債合計	1,565,793
固定負債	
長期借入金	215,836
リース債務	40,028
繰延税金負債	47,880
固定負債合計	303,744
負債合計	1,869,538
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,022,319
資本剰余金	1,120,298
利益剰余金	2,183,297
自己株式	47
株主資本合計	40,727
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,279
その他の包括利益累計額合計	1,279
非支配株主持分	112,673
純資産合計	73,225
負債純資産合計	1,942,764

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高	2,429,965	1,789,350
売上原価	1,999,596	1,556,144
売上総利益	430,368	233,206
販売費及び一般管理費	1,2 466,398	1,2 518,033
営業損失()	36,030	284,827
営業外収益		
受取利息	253	175
受取配当金	12	20
労働保険料還付金	1,605	
契約解除収入	7,014	
違約金収入	1,620	
その他	933	1,322
営業外収益合計	11,439	1,518
営業外費用		
支払利息	5,488	7,557
その他	1,446	1,628
営業外費用合計	6,934	9,185
経常損失()	31,525	292,495
特別利益		
投資有価証券売却益	100,968	62,739
固定資産売却益		2,128
受取和解金		8,500
特別利益合計	100,968	73,367
特別損失		
投資有価証券評価損	0	5,000
過年度決算訂正費用		110,000
課徴金引当金繰入額		150,000
貸倒引当金繰入額		50,681
特別損失合計	0	315,681
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	69,442	534,808
法人税、住民税及び事業税	8,904	29,753
法人税等調整額	4,226	10,245
法人税等合計	4,678	19,507
当期純利益又は当期純損失()	64,764	554,316
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	5,311	27,865
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	70,075	582,181

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純損失()	64,764	554,316
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	85,829	60,772
その他の包括利益合計	85,829	60,772
包括利益	150,593	615,088
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	155,905	642,953
非支配株主に係る包括利益	5,311	27,865

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	813,444
売上原価	680,590
売上総利益	132,853
販売費及び一般管理費	439,403
営業損失()	306,549
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	20
受取保険金	10,000
その他	1,459
営業外収益合計	11,500
営業外費用	
支払利息	12,538
その他	823
営業外費用合計	13,362
経常損失()	308,412
特別利益	
固定資産売却益	642
投資有価証券売却益	45,810
課徴金引当金戻入額	101,180
特別利益合計	147,632
特別損失	
過年度決算訂正費用	8,935
特別損失合計	8,935
税金等調整前四半期純損失()	169,714
法人税、住民税及び事業税	26,637
法人税等調整額	7,655
法人税等合計	18,981
四半期純損失()	188,696
非支配株主に帰属する四半期純損失()	70,529
親会社株主に帰属する四半期純損失()	118,167

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純損失()	188,696
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	24,635
その他の包括利益合計	24,635
四半期包括利益	213,332
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	142,803
非支配株主に係る四半期包括利益	70,529

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	873,099	680,279	1,553,024	1	352
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	124,350	124,350			248,700
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			70,075		70,075
株式交換による増加		290,799			290,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	124,350	415,149	70,075		609,574
当期末残高	997,449	1,095,428	1,482,948	1	609,927

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	858	858			1,211
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					248,700
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()					70,075
株式交換による増加					290,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	85,829	85,829	140	155,337	241,306
当期変動額合計	85,829	85,829	140	155,337	850,881
当期末残高	86,687	86,687	140	155,337	852,092

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	997,449	1,095,428	1,482,948	1	609,927
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,435	12,435			24,870
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			582,181		582,181
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				46	46
当期変動額合計	12,435	12,435	582,181	46	557,357
当期末残高	1,009,884	1,107,863	2,065,129	47	52,570

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	86,687	86,687	140	155,337	852,092
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		0			24,870
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()		0			582,181
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	60,772	60,772	70	27,865	33,023
当期変動額合計	60,772	60,772	70	27,865	590,334
当期末残高	25,915	25,915	70	183,202	261,758

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	69,442	534,808
減価償却費	24,910	58,838
のれん償却額	10,306	24,735
課徴金引当金繰入額		150,000
貸倒引当金の増減額（ は減少）	8,370	61,058
メンテナンス費用引当金の増減額（ は減少）	19	274
受取利息及び受取配当金	265	195
支払利息	5,488	7,557
為替差損益（ は益）	70	72
投資事業組合運用損益（ は益）	567	559
固定資産売却損益（ は益）		566
投資有価証券売却損益（ は益）	100,968	62,739
リース資産減損勘定の取崩額	144	
売上債権の増減額（ は増加）	44,153	111,417
たな卸資産の増減額（ は増加）	119,351	219,750
有価証券評価損益（ は益）		5,000
仕入債務の増減額（ は減少）	95,031	123,616
前受金の増減額（ は減少）	379,264	465,188
その他の資産の増減額（ は増加）	26,346	32,037
その他の負債の増減額（ は減少）	55,122	137,319
未払消費税等の増減額（ は減少）	66,433	9,582
未収消費税等の増減額（ は増加）	18,182	16,140
小計	458,508	66,732
利息及び配当金の受取額	16	195
利息の支払額	5,488	7,557
法人税等の支払額	31,697	31,088
法人税等の還付額		3,866
営業活動によるキャッシュ・フロー	495,677	32,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	569	30,837
有形固定資産の売却による収入		4,327
投資有価証券の売却による収入	122,698	87,780
その他投資の回収による収入		15,000
貸付けによる支出	2,000	1,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	120,128	74,570
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	240,612	100,175
短期借入金の返済による支出	159,803	249,963
長期借入れによる収入		67,112
長期借入金の返済による支出	9,108	42,452
新株予約権の行使による株式の発行による収入	248,840	24,800
ファイナンスリース債務の返済による支出	1,373	8,223
自己株式の取得による支出		46
財務活動によるキャッシュ・フロー	319,166	108,597
現金及び現金同等物に係る換算差額	70	72
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	56,311	1,950
現金及び現金同等物の期首残高	248,033	282,049
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	2 90,327	2
現金及び現金同等物の期末残高	1 282,049	1 280,098

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において、重要な営業損失284,827千円及び経常損失292,495千円及び親会社株主に帰属する当期純損失582,182千円を計上しております。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を早期に解消又は改善するため、以下の対応策に取り組みます。

営業利益及びキャッシュ・フローの確保

当連結会計年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

案件精査、利益率確保のための体制

案件の精査、見積の正確性を高めるため、営業担当、技術部門、工事管理部門参加のプロジェクト会議を立ち上げております。本プロジェクト会議は、月に1回の定例会議と大型案件が発生した場合の臨時会議を行い、案件ごとの想定原価審査、工程の確認等により利益率確保に努めてまいります。

諸経費の削減

随時、販管費の見直しを実施し、販管費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

資金調達

財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称 株式会社省電舎
株式会社エール
株式会社エールケンフォー

(2) 主要な非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エール及び株式会社エールケンフォーの決算日は8月31日であり、連結財務諸表作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。前連結会計年度において、株式会社省電舎は決算日を3月31日に変更し、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券にみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

原材料は移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、未成事業支出金は個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

イ 節減量分与契約資産

(機械及び装置)

顧客との契約期間を耐用年数とする定額法

ロ その他の資産

定率法

建物 15～50年

機械装置及び運搬具 17年

工具、器具及び備品 5年～15年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

メンテナンス費用引当金

省エネルギー関連事業(エスコ事業)において、当社製品保証期間中に発生が予測されるメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

課徴金引当金

過年度の訂正報告書の提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積ることができるため、支出見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開始され、適用指針と併せて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発あたっの基本的な指針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでに我が国で行われてきた実務的に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(追加情報)

財務制限条項

前連結会計年度(平成29年3月31日)

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金26,088千円、長期借入金219,564千円については、当社の連結子会社と借入先との金銭消費貸借契約において、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各事業年度の決算期における連結子会社単体の損益計算書に示される経常利益及び減価償却費の合計(以下、「EBITDA」)を25,000千円以上に維持すること。
- (2) 当該借入金の対象となる太陽光発電設備プロジェクトにおいて、毎年2月、5月、8月、11月の末日時点における直近3か月の1か月あたりの平均売電金額を2,500千円以上に維持する。
- (3) 発行する株式への配当の実施、自己株式の取得その他の剰余金の処分を行う際には、借入先に通知する。また、各事業年度の決算期における連結子会社単体の損益計算書に示されるEBITDAを25,000千円以上に維持できない場合は、その翌事業年度において、発行する株式への配当の実施、自己株式の取得その他の剰余金の処分を行わない。
- (4) 借入先の事前の書面による承諾がない限り、親会社への貸付金を新たに発生させない。(平成30年3月期時点の株式会社省電舎向け貸付金残高はない。)
- (5) 各事業年度の決算期の末日における連結子会社単体の貸借対照表における純資産の金額を451百万円以上に維持すること。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金26,088千円、長期借入金193,476千円については、当社の連結子会社と借入先との金銭消費貸借契約において、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各事業年度の決算期における連結子会社単体の損益計算書に示される経常利益及び減価償却費の合計(以下、「EBITDA」)を25,000千円以上に維持すること。
- (2) 当該借入金の対象となる太陽光発電設備プロジェクトにおいて、毎年2月、5月、8月、11月の末日時点における直近3か月の1か月あたりの平均売電金額を2,500千円以上に維持する。
- (3) 発行する株式への配当の実施、自己株式の取得その他の剰余金の処分を行う際には、借入先に通知する。また、各事業年度の決算期における連結子会社単体の損益計算書に示されるEBITDAを25,000千円以上に維持できない場合は、その翌事業年度において、発行する株式への配当の実施、自己株式の取得その他の剰余金の処分を行わない。
- (4) 借入先の事前の書面による承諾がない限り、親会社への貸付金を新たに発生させない。(平成30年3月期時点の株式会社省電舎ホールディングス向け貸付金残高はない。)
- (5) 各事業年度の決算期の末日における連結子会社単体の貸借対照表における純資産の金額を451百万円以上に維持すること。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金	15,000千円	千円
機械装置及び運搬具	383,300千円	338,071千円
受取手形及び売掛金	1,376千円	千円
計	399,678千円	千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	50,000千円	千円
1年内返済予定の長期借入金	37,512千円	43,440千円
長期借入金	267,196千円	248,416千円
計	354,708千円	千円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	160,190千円	171,238千円
支払手数料	31,078千円	21,598千円
支払報酬	53,487千円	60,622千円
賃借料	39,942千円	40,122千円
貸倒引当金繰入額	8,370千円	30,116千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費	435千円	千円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
会員権	千円	2,128千円

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
会員権	千円	千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	225,098千円	25,272千円
組替調整額	100,968千円	62,739千円
税効果調整前	124,130千円	88,012千円
税効果額	38,300千円	27,239千円
その他有価証券評価差額金	85,829千円	60,772千円
その他の包括利益合計	85,829千円	60,772千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,842,273	859,900		2,702,173

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 500,000株

株式交換による株式会社エールの完全子会社化に伴い同社が取得した当社株式 359,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1			1

3. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	-	600,000	500,000	100,000	140
合計			-	600,000	500,000	100,000	140

(変動事由の概要)

第6回新株予約権の発行による増加 600,000株

第6回新株予約権の権利行使による減少 500,000株

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,702,173	50,000		2,752,173

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 50,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1	38		39

3. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	100,000		50,000	50,000	70
合計			100,000		50,000	50,000	70

(変動事由の概要)

第6回新株予約権の権利行使による減少 50,000株

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	297,050千円	280,098千円
預入期間3か月超の定期預金	15,000千円	千円
現金及び現金同等物	282,049千円	280,098千円

2 重要な非資金取引の内容

株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式交換により新たに連結子会社となった株式会社エール及びその子会社である株式会社エールケンフォーの連結開始時の資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

流動資産	474,949千円
固定資産	493,533
資産合計	968,482
流動負債	298,465千円
固定負債	346,017
負債合計	644,483

なお、流動資産には連結開始時の現金及び現金同等物90,327千円が含まれており、「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

また、この株式交換により資本剰余金が290,799千円増加しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 再生可能エネルギー事業における太陽光発電設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 省エネルギー関連事業における車両(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理になっており、その内容は以下のとおりであります。

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	95,000千円	85,291千円	千円	9,708千円

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	43,000千円	41,924千円	千円	1,075千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	10,993千円	1,405千円
1年超	1,405千円	千円
合計	12,399千円	1,405千円
リース資産減損勘定の残高	千円	千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払リース料	12,540千円	10,993千円
リース資産減損勘定取崩額	千円	千円
減価償却費相当額	9,499千円	8,633千円
支払利息相当額	1,081千円	402千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、一部、営業取引に際し、前受金を受け入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式及び投資事業有限責任組合への出資であります。上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役に報告されております。

投資事業有限責任組合への出資は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しており、また、組合契約等の変更の有無についても適切に管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金はほぼ3カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金、仮受金等は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

詳細については、「(注)2」をご参照ください。

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	297,050	297,050	
(2)受取手形及び売掛金	157,109	157,109	
(3)投資有価証券	152,597	152,597	
(4)長期貸付金	10,000		
貸倒引当金()	10,000		
資産計	606,756	606,756	
(1)買掛金	43,286	43,286	
(2)短期借入金	306,710	306,710	
(3)未払金	125,288	125,288	
(4)未払法人税等	7,317	7,317	
(5)リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	59,584	58,252	1,331
(6)長期借入金(1年内返済予定の借入金を含む)	304,708	302,926	1,781
負債計	846,895	846,895	3,113

() 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	280,098	280,098	
(2)受取手形及び売掛金	269,973	269,973	
(3)投資有価証券	111,061	111,061	
(4)長期貸付金	10,000		
貸倒引当金()	10,000		
資産計	661,133	661,133	
(1)買掛金	157,522	157,522	
(2)短期借入金	189,399	189,399	
(3)未払金	252,311	252,311	
(4)未払法人税等	13,747	13,747	
(5)長期借入金(1年内返済予定の借入金を含む)	291,856	293,357	1,501
(6)未払消費税等	9,582	9,582	
負債計	914,419	915,921	1,501

() 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	5,000	5,000
投資事業有限責任組合への出資	68,735	67,875
合計	73,735	72,875

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価表示の対象としておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	297,050			
受取手形及び 売掛金	157,109			
長期貸付金		10,000		
合計	454,159	10,000		

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	280,098			
受取手形及び 売掛金	269,973			
長期貸付金		10,000		
合計	536,521	10,000		

4 リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	306,710					
リース債務	6,582	7,070	7,183	7,299	7,417	24,029
長期借入金	37,512	37,512	37,512	37,512	37,512	117,148
合計	350,805	44,582	44,695	44,811	44,929	141,177

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	189,399					
リース債務	7,070	7,183	7,299	7,417	7,535	16,494
長期借入金	43,440	43,440	43,440	43,440	43,440	74,656
合計	239,909	50,623	50,739	50,857	50,975	91,150

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	152,897	27,530	125,367

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	43,185	5,830	37,355

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	123,288	100,968	
合 計	123,288	100,968	

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	84,439	62,739	
合 計	84,439	62,739	

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を設けておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	千円	千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	千円	千円
繰延税金資産		
減価償却資産	5,498	4,680
材料廃棄損等	32,560	33,144
投資有価証券評価損	4,439	4,439
ゴルフ会員権評価損	897	897
貸倒引当金否認額	68,335	79,012
工事損失引当金	4,286	4,286
メンテナンス費用引当金	87	
減損損失	762	762
前払費用(特別損失)		6,124
一括償却資産		189
事業整理損失	6,124	
事業撤退損	58,243	58,243
子会社株式		58,178
課徴金引当金		45,930
決算訂正費用		32,074
過年度修正損		16,639
過年度売上		13,166
過年度工事原価		11,438
未成工事支出金		33,882
破産更生債権		7,394
税務上の繰越欠損金	302,748	318,538
その他	46	32
小計	484,030	729,056
評価性引当額	484,030	729,056
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38,679	11,439
特別償却準備金	65,216	54,971
繰延税金負債合計	103,896	66,411
差引繰延税金資産(負債)の純額	103,896	66,411

繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	103,896千円	66,411千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.68%	3.68%
新株予約権戻入益	%	%
住民税均等割等	3.14%	3.14%
のれん償却額	4.80%	4.80%
評価性引当額の増減額	35.41%	35.41%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	%	%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.1%	7.1%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社等を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1)報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは事業別のセグメントから構成されており、省エネルギー関連事業及びその付帯事業を推進する「省エネルギー関連事業」、及び再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング事業を推進する「再生可能エネルギー事業」の二つを報告セグメントとしております。

(2)各セグメントに属する製品及びサービスの内容

「省エネルギー関連事業」は、顧客企業の省エネルギー化計画の調査からプランの作成、設計・施工、効果の検証までを一貫して行うエスコ事業を中心とし、各種省エネルギー化製商品の販売等も行っております。

「再生可能エネルギー事業」は、太陽光発電及びバイオガスプラント等再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング事業を推進してしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベース(のれん償却前)の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	省エネルギー 関連事業	再生可能エネ ルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	301,990	2,127,975	2,429,965		2,429,965
セグメント間 の内部売上高 又は振替高					
計	301,990	2,127,975	2,429,965		2,429,965
セグメント損失()	33,695	1,808	38,637	526	36,030
セグメント資産	161,406	1,249,690	1,411,096	641,968	2,049,931
その他の項目					
減価償却費	3,482	21,428	24,910		24,910
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	63,533	422,953	486,486		486,486

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント損失()の調整額 526千円には、セグメント間取引消去9,780千円、のれん償却額 10,306千円が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額752,204千円には、各セグメントに配分していない全社資産638,835千円が含まれております。

全社資産の主なものは、報告セグメントに帰属しない現金及び預金並びに投資有価証券等であります。

2. セグメント損失()は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	省エネルギー 関連事業	再生可能エネ ルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	544,159	1,245,191	1,789,350		1,789,350
セグメント間 の内部売上高 又は振替高					
計	544,159	1,245,191	1,789,350		1,789,350
セグメント利益	215,521	227,552	443,074	158,246	284,827
セグメント資産	194,446	1,432,836	1,627,282	532,120	2,159,403
その他の項目					
減価償却費	2,758	54,330	57,088	1,750	58,836
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額		27,440	27,440	3,397	30,837

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額158,246千円には、セグメント間取引消去183,686千円、のれん償却額 24,735千円が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額532,120千円には、各セグメントに配分していない全社資産532,120千円が含まれております。

全社資産の主なものは、報告セグメントに帰属しない現金及び預金並びに投資有価証券等であります。

2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
昭和リース株式会社	435,000	再生可能エネルギー事業
株式会社トランスオーシャンブ ランニング	380,665	再生可能エネルギー事業
大起建設工業株式会社	294,013	再生可能エネルギー事業

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
AC7合同会社	670,000	再生可能エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	省エネルギー 関連事業	再生可能エネ ルギー事業	全社・消去	合計
当期償却額	2,240	8,065		10,306
当期末残高	24,645	88,724		113,369

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	省エネルギー 関連事業	再生可能エネ ルギー事業	全社・消去	合計
当期償却額	2,312	22,423		24,735
当期末残高	8,285	80,348		88,634

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社および関連会社等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
非連結 子会社	PT.SDS ENERGY INDONESIA A	インド ネシア ジャカ ルタ	(注1)	PKS 事業	95	役員の 兼務	経費等の 立替	400	長期 未収入金 (注2)	44,030

(注) 1. 現在、開業準備中のため、確定しておりません。

2. PT.SDS ENERGY INDONESIAへの長期未収入金に対し、44,030千円の貸倒引当金を計上しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者	西島 修			当社取締役	被所有 直接 14.8%		新株予約権 の権利行使 (注1)	198,400		
役員及びその 近親者	中村健治			当社取締役 株式会社 エールケン フォー代表 取締役	被所有 直接 24.6%		株式交換 (注2)	290,799		
役員が代表を 務める会社	株式会社 エールケン フォー (注3)	東京都 港区	60,000	省エネ ルギー 再生可能 エネルギー 事業	所有 間接 51.0%	省エネルギー 事業及び再生 可能エネル ギー事業に係 る営業取引	商品の売上 (注4)	16,755		
						資金の借入	資金の借入 (注5)	150,000		
							借入の返済 (注5)	45,000		
							利息の支払 (注5)	1,037		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)新株予約権の行使につきましては、平成28年10月6日開催の取締役決議により付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2)株式会社エールを完全子会社化するためのものであり、同取引は第三者機関が算出した株式交換比率により、当社普通株式を発行し、割当交付しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定し記載しております。

(注3)当社取締役の中村健治が代表を務める会社です。平成28年10月6日開催の取締役会決議により、平成28年10月27日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、株式会社エールを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。本株式交換の実行により、株式会社エールの子会社であります株式会社エールケンフォーは当社の連結子会社となりました。平成28年10月27日付で当社の子会社となったため、同日以前の取引額を記載しております。

(注4)取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注5)資金の貸借に関する適用金利は、市場金利を勘案して決定しております。

(注6)取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者	中村健治			当社取締役 株式会社 エールケン フォー代表 取締役	被所有 直接 24.6%	資金の借入	資金の借入 (注1)	56,648	短期借入金	82,241
						債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注2)	304,708		
役員及びその 近親者	中村浩子			当社取締役 中村健治の 配偶者 株式会社 エールケン フォー取締 役	被所有 直接 0.37%	資金の借入	借入の返済 (注1)	15,000	短期借入金	15,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)資金の借入については無利息であります。

(注2)当社子会社である株式会社エールケンフォーは銀行借入に対して、同社代表取締役中村健治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行ってありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者	中村健治			当社取締役 株式会社 エールケン フォー代表 取締役	被所有 直接 24.6%	資金の借入	資金の借入 (注1)	106,275	短期借入金	70,491
							借入の返済 (注1)	115,585		
						債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注2)	47,632		
役員及びその 近親者	中村浩子			当社取締役 中村健治の 配偶者 株式会社 エールケン フォー取締 役	被所有 直接 0.37%	資金の借入	資金の借入 (注1)	13,500	短期借入金	
							借入の返済 (注1)	28,500		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)資金の借入については無利息であります。

(注2)当社子会社である株式会社エールケンフォーは銀行借入に対して、同社代表取締役中村健治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行ってありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	257円8銭	28円49銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失金額()	33円17銭	215円7銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	32円26銭	潜在株式は存在するものの1 株当たり当期純損失のため記 載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失金額()(千円)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	70,075	582,181
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	70,075	582,181
普通株式の期中平均株式数(株)	2,112,805	2,706,899
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)) (百万円)		
普通株式増加数(株)	59,483	
(うち転換社債型新株予約権付社債) (株)		
(うち新株予約権(株))	(59,483)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含ま れなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	852,092	261,758
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	155,477	183,272
(うち新株予約権(千円))	140	70
(うち非支配株主持分(千円))	155,337	183,202
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	696,615	78,486
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	2,702,173	2,752,173

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月2日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社が保有する投資有価証券のうち、株式1銘柄を一部売却することにより、投資有価証券売却益が発生することになります。

なお、取引の影響額は、現在算定中であります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、太陽光発電設備関連事業及び自家消費型EMSの研究開発費等の事業資金並びにその他運転資金として、資金の借入について決議し、同日付で実行いたしました。当該借入金の概要は次のとおりであります。

- (1) 借入先 : ロバート・ルーク・コリック(ビットトレード株式会社顧問)
- (2) 借入金額 : 金300百万円
- (3) 返済方法 : 期日一括返済
- (4) 利率 : 5%(年率)
- (5) 契約日 : 平成30年6月13日
- (6) 借入実行日 : 平成30年6月13日
- (7) 返済期日 : 平成30年9月10日
- (8) その他 : 特になし

なお、借入先は、当社取引先の代表取締役の個人的な紹介であり、当社との人的関係はありません。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において重要な営業損失 284,827 千円及び経常損失 292,495 千円及び親会社株主に帰属する当期純損失 582,181 千円を計上しております。

当第3四半期連結累計期間の業績においても、営業損失 306,549 千円、経常損失 308,412 千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失 118,167 千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努めてまいります。

営業利益及びキャッシュ・フローの確保

前連結会計年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、商業施設、食品関連設備などへの省エネルギー提案によるクライアント開発を積極的に進め、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

案件精査、利益率確保のための体制

当社では、営業管理・予実管理の実効性を上げるため、営業会議を毎週行い、予算の実行とコンプライアンスの向上に努めております。営業会議での課題・成果などは経営会議で報告され、タイムリーな対応策の検討、情報の共有化が行われることにより、案件の精査や解決策の決定と実行を着実にしてまいります。

諸経費の削減

随時、販管費の見直しを実施し、販管費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

資金調達

財務体質改善のために、将来的に増資を予定しており、また、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	40,897千円
のれん償却額	18,551千円

(株主資本等に関する注記)

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、新株予約権の行使により資本金が12,435千円、資本準備金が12,435千円増加しております。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が1,022,319千円、資本剰余金が1,120,298千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	省エネルギー 関連事業	再生可能 エネルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	526,579	286,865	813,444		813,444
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	526,579	286,865	813,444		813,444
セグメント損失()	180,818	120,917	301,736	4,813	306,549

(注) 1. セグメント損失()の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント損失()は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり四半期純損失	42円72銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	118,167
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(千円)	118,167
普通株式の期中平均株式数(株)	2,765,589
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりませ
ん。

(重要な後発事象)

当社は、平成31年1月31日開催の取締役会におきまして、平成30年6月13日に公表いたしました資金の借入につ
いて、弁済期限を再度延長することを決議いたしました。当該借入金の弁済期限の再延長の概要は下記のとおりで
す。

1. 資金借入及び期限再延長の理由

当社は、太陽光発電設備関連事業及び自家消費型EMSの研究開発等の事業資金並びにその他運転資金として、資
金の借入を行いました。予定よりも早期に事業資金の支払い、人員拡充が必要となったことから、平成30年11
月12日に公表の通り、平成31年1月31日まで弁済期日を延ばしておりました。しかしながら、その後も予定して
おりました資金回収の遅れや、内部管理体制強化の為にコストが追加で生じたことにより、資金が必要となり、
借入を継続する必要があることから、弁済期日を以下の通り、再延長することで、借入先と合意し、決議いたし
ました。

2. 借入先の概要

- (1) 借入先 : ロバート・ルーク・コリック
(シンガポールの飲食店THE PROVIDORE 経営)
- (2) 借入額 : 金 300 百万円
- (3) 返済方法 : 期日一括返済
- (4) 利率 : 5 % (年率)
- (5) 当初契約日 : 平成30年6月13日
- (6) 契約延長契約日 : 平成31年1月31日
- (7) 借入実行日 : 平成30年6月13日
- (8) 返済期日 : 平成31年3月31日(延長前期日:平成31年1月31日)
- (9) その他 : 担保提供等はありません

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	306,710	189,399	0.83	
1年以内に返済予定の長期借入金	37,512	43,440	1.17	
1年以内に返済予定のリース債務	6,582	7,070	2.69	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	267,196	248,416	1.30	平成34年5月31日～ 平成38年8月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	53,001	45,321	2.59	平成36年3月23日～ 平成37年12月7日
計	671,002	533,646		

(注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務については、一部の連結子会社でリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しており、当該リース債務については、「平均利率」の計算に含めておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	43,440	43,440	43,440	28,972
リース債務	7,183	7,299	7,417	7,537
合計	50,623	50,739	50,857	36,509

4 当期末残高に無利息の借入金が「短期借入金」に70,491千円含まれております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	139,712	346,613	701,852	1,789,350
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額() (千円)	41,507	88,797	162,598	534,808
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額() (千円)	27,000	86,456	150,050	582,181
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	9.99	32.00	55.43	215.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	9.99	22.00	23.41	158.29

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	179,114	72,702
売掛金	1 6,389	1 5,011
原材料	8,756	5,417
立替金	1 23,023	1 16,926
前渡金	632	482
前払費用	6,016	5,505
関係会社貸付金	1 195,000	1 284,500
未収入金	1 11,835	1 5,432
その他	3,927	11,057
貸倒引当金	126,066	293,477
流動資産合計	308,629	113,557
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,504	2,232
機械及び装置	516	330
車両運搬具	284	142
工具、器具及び備品		975
土地	676	676
有形固定資産合計	2,981	4,356
無形固定資産		
電話加入権	80	80
無形固定資産合計	80	80
投資その他の資産		
投資有価証券	191,333	81,061
関係会社株式	290,799	290,799
敷金及び保証金	28,797	28,797
長期未収入金	44,030	44,030
破産更生債権等	149,315	149,315
その他	70	80
貸倒引当金	193,345	193,553
投資その他の資産合計	510,999	400,530
固定資産合計	514,061	404,967
資産合計	822,690	518,525

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,198	1,102
短期借入金	135,000	112,500
未払金	1 12,543	1 126,043
未払費用	1 4,584	1 2,470
未払法人税等	6,842	5,999
課徴金引当金		150,000
前受金	27	
預り金	1 2,419	1 779
前受収益	903	903
メンテナンス費用引当金	286	11
その他	95	95
流動負債合計	169,900	399,907
固定負債		
繰延税金負債	38,679	11,439
固定負債合計	38,679	11,439
負債合計	208,579	411,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	997,449	1,009,884
資本剰余金		
資本準備金	804,629	817,064
その他資本剰余金	290,799	290,799
資本剰余金合計	1,095,428	1,107,863
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,565,593	2,036,507
利益剰余金合計	1,565,593	2,036,507
自己株式	1	47
株主資本合計	527,283	81,192
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86,687	25,915
評価・換算差額等合計	86,687	25,915
新株予約権	140	70
純資産合計	614,111	107,178
負債純資産合計	822,690	518,525

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	102,895	73,515
売上原価	66,570	43,144
売上総利益	36,324	30,371
販売費及び一般管理費		
役員報酬	17,089	23,359
給料及び手当	52,635	23,825
法定福利費	7,969	5,826
賃借料	22,745	22,485
支払報酬	41,784	29,520
減価償却費	555	625
旅費及び交通費	2,812	1,904
支払手数料	29,108	14,515
貸倒引当金繰入額	2,350	167,618
その他	1 31,146	1 26,442
販売費及び一般管理費合計	203,498	316,126
営業損失（ ）	167,174	285,755
営業外収益		
受取利息	961	4,024
受取配当金	12	20
経営指導料	1 7,912	1 10,814
その他	1 865	1 542
営業外収益合計	9,750	15,401
営業外費用		
支払利息	1 3,363	1 1,790
投資事業組合運用損	567	559
その他	12	
営業外費用合計	3,943	2,350
経常損失（ ）	161,366	272,704
特別利益		
投資有価証券売却益	100,968	62,739
特別利益合計	100,968	62,739
特別損失		
過年度決算訂正費用		110,000
課徴金引当金繰入額		150,000
特別損失合計	0	260,000
税引前当期純損失（ ）	60,398	469,964
法人税、住民税及び事業税	14,859	950
法人税等合計	14,859	950
当期純損失（ ）	45,539	470,914

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	873,099	680,279		680,279	1,520,054	1,520,054	1	33,323
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	124,350	124,350		124,350				248,700
当期純損失()					45,539	45,539		45,539
株式交換による増加			290,799	290,799				290,799
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	124,350	124,350	290,799	415,149	45,539	45,539		493,960
当期末残高	997,449	804,629	290,799	1,095,428	1,565,593	1,565,593	1	527,283

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	858	858		34,181
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				248,700
当期純損失()				45,539
株式交換による増加				290,799
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	85,829	85,829	140	85,969
当期変動額合計	85,829	85,829	140	579,929
当期末残高	86,687	86,687	140	614,111

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	997,449	804,629	290,799	1,095,428	1,565,593	1,565,593	1	527,283
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,435	12,435		12,435				24,870
当期純損失()					470,914	470,914		470,914
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							46	46
当期変動額合計	12,435	12,435		12,435	470,914	470,914	46	446,092
当期末残高	1,009,884	817,064	290,799	1,107,863	2,036,507	2,036,507	47	81,192

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	86,687	86,687	140	614,111
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				24,870
当期純損失()				470,914
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	60,772	60,772	70	60,888
当期変動額合計	60,772	60,772	70	506,932
当期末残高	25,915	25,915	70	107,178

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、当事業年度において、重要な営業損失285,755千円、経常損失272,704千円、当期純損失470,914千円を計上しております。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象又は状況を早期に解消又は改善するため、以下の対応策に取り組みます。

営業利益及びキャッシュ・フローの確保

当事業年度に引き続き、各案件の精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。また、バイオマス燃料事業(PKS事業)を早期に立ち上げ、安定的な売上・利益を確保する体制の構築を進めてまいります。

案件精査、利益率確保のための体制

案件の精査、見積の正確性を高めるため、営業担当、技術部門、工事管理部門参加のプロジェクト会議を立ち上げております。本プロジェクト会議は、月に1回の定例会議と大型案件が発生した場合の臨時会議を行い、案件ごとの想定原価審査、工程の確認等により利益率確保に努めてまいります。

諸経費の削減

随時、販管費の見直しを実施し、販管費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

資金調達

財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要な要素となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料は移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、未成事業支出金は個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

節減量分与契約資産

(機械及び装置)

顧客との契約期間を耐用年数とする定額法

その他の資産

定率法

建物 15～50年

機械装置及び運搬具 17年

工具、器具及び備品 5年～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) メンテナンス費用引当金

省エネルギー関連事業(エスコ事業)において、当社製品保証期間中に発生が予測されるメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度未までに負担すべき費用を計上しております。

(3) 課徴金引当金

過年度の訂正報告書の提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積ることができるため、支出見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	227,111千円	306,941千円
長期金銭債権	44,030千円	千円
短期金銭債務	5,582千円	2,886千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引高	9,901千円	3,068千円
営業取引以外の取引による取引高	1,194千円	19,634千円

2. 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社の非連結子会社であるPT.SDS ENERGY INDONESIAについては、国内のバイオマス発電所竣工の遅れ等の要因もあり、事業の進捗が乏しい状況であります。このため、当該子会社に対する債権についての回収可能性を検討し、貸倒引当金繰入額44,030千円を計上しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と考えられる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。また、株式会社省電舎に関わる株式は全額減損処理しております。

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	290,799千円	290,799千円
計	290,799千円	290,799千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
減価償却資産	5,498	4,680
投資有価証券評価損	4,439	4,439
材料廃棄損等	28,894	29,044
ゴルフ会員権評価損	897	897
貸倒引当金否認額	97,803	148,804
メンテナンス費用引当金	87	
減損損失	762	762
事業整理損失	6,124	6,124
事業撤退損	58,243	58,243
関係会社株式評価損	58,178	58,178
税務上の繰越欠損金	242,293	222,163
課徴金引当金		45,930
未払金		32,074
その他	29	1,578
小計	503,251	612,921
評価性引当額	503,251	612,921
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38,679	11,439
繰延税金負債合計	38,679	11,439
差引繰延税金資産(負債)の純額	38,679	11,439

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(前事業年度)

(投資有価証券の売却)

平成29年6月2日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社が保有する投資有価証券のうち、株式1銘柄を一部売却することにより、投資有価証券売却益が発生することとなります。

なお、取引の影響額は、現在算定中であります。

(当事業年度)

当社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、太陽光発電設備関連事業及び自家消費型EMSの研究開発費等の事業資金並びにその他運転資金として、資金の借入について決議し、同日付で実行いたしました。当該借入金の概要は次のとおりであります。

- (1) 借入先 : ロバート・ルーク・コリック(ビットトレード株式会社顧問)
- (2) 借入金額 : 金300百万円
- (3) 返済方法 : 期日一括返済
- (4) 利率 : 5%(年率)
- (5) 契約日 : 平成30年6月13日
- (6) 借入実行日 : 平成30年6月13日
- (7) 返済期日 : 平成30年9月10日
- (8) その他 : 特になし

なお、借入先は、当社取引先の代表取締役の個人的な紹介であり、当社との人的関係はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,504	989	-	260	2,232	34,865
	機械及び装置	516	-	-	186	330	4,123
	車両運搬具	284	-	-	142	142	427
	工具、器具及び備品	-	1,170	-	195	975	34,824
	土地	676	-	-	-	676	-
	計	2,981	2,159	-	783	4,356	74,241
無形固定資産	電話加入権	80	-	-	-	80	-
	計	80	-	-	-	80	-

【引当金明細表】

(千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	319,411	167,619		487,030
課徴金引当金		150,000		150,000
メンテナンス費用引当金	286	11	286	11

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株式名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他の事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.shodensya.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第33期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年10月10日 平成30年11月14日 平成30年12月20日 関東財務局長に提出
------------	-----------------------------	--

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第33期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出
------------	-----------------------------	-------------------------

(3) 四半期報告書及び確認書

第34期 第1四半期	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月14日 関東財務局長に提出
第34期 第2四半期	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	平成30年11月14日 関東財務局長に提出
第34期 第3四半期	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日	平成31年2月15日 関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第34期 第1四半期	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月23日 関東財務局長に提出
第34期 第2四半期	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	平成30年12月20日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書	平成30年9月28日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書	平成30年12月3日 関東財務局長に提出

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月10日

株式会社省電舎ホールディングス
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、重要な営業損失284,827千円、経常損失292,495千円及び親会社株主に帰属する当期純損失582,181千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、資金の借入300百万円について決議し、同日付で実行している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月10日

株式会社省電舎ホールディングス
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、重要な営業損失285,755千円、経常損失272,704千円及び当期純損失470,914千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、資金の借入300百万円について決議し、同日付で実行している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月14日

株式会社省電舎ホールディングス
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松 澤 博 昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向 山 光 浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成31年1月31日開催の取締役会において、平成30年6月13日公表の資金の借入300百万円について、弁済期限を再度延期することを決議し、同日に借入先と弁済期限の再延長することを合意している。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。